

三 賃金

(一) 賃金水準変動の背景—労働生産性と企業経営—

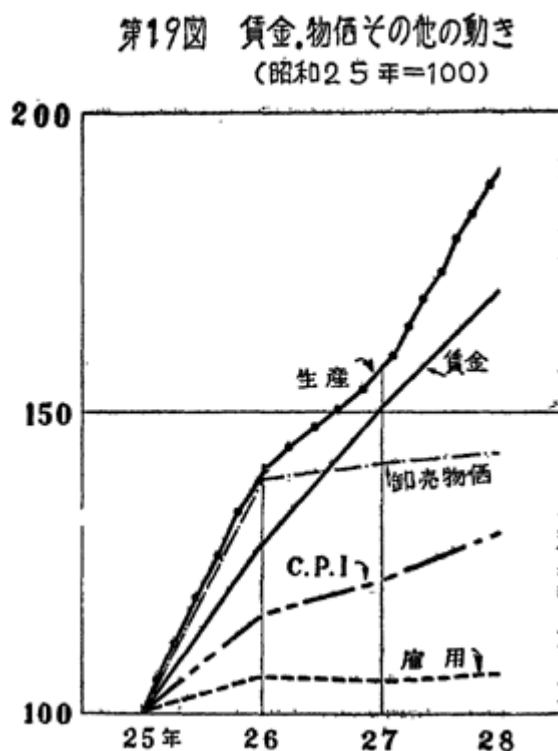
(1) 概観

一 二八年の賃金は、企業収益の好転、消費者物価の上昇等を反映して前年に引きつづき上昇し、実質賃金も消費者物価の上昇はあつたが、名目賃金の上昇がそれを上廻つたため上昇している。

賃金の動きを給与構成の上からみると、「きまつて支給する給与」も上昇しているが、さらにこれを上廻る「特別に支払われた給与」の増加が、二八年における賃金上昇の重要な要因であつた。そして賃金構造の面においては、技能、経験、地位等による格差、また、常用と臨時・日雇労働者との間の賃金差などが次第に明らかになりつつある。

二 賃金上昇要因の一つである企業収益の好転は、第一には、総括でも述べたように、二八年における生産が投資及び消費需要に支えられて順調な伸びを示したのに対し、さ程大きな雇用量の増大をともなわなかつたこと、第二には、前年から実施された各種の合理化措置の効果があらわれはじめるとともに、労働生産性が一般に向上し、これに輸入原材料や石炭の値下等が加わつていわゆる製品高、コスト安の方向などに若干動いたことによるものである。

第19図 賃金・物価その他動き



三 しかしながら、このような企業収益の好転も、まだ国内物価の国際的割高是正にまでは至つておらず、戦

後に落ち込んだ企業経営の不健全な状態から抜け切れない状態にある。今後、わが国の企業が健全化し、保有外貨の著減を前にして国際競争力をうるためには、必然的に労働生産性の向上とコストの切下げとが要請されている。労働生産性は労務費乃至は賃金水準と直接結びつくものではないが、企業の支払能力の一般の変動を通じて関連の極めて深いものであるから、まず労働生産性の動向をみてみよう。

(1) 労働生産性の傾向

四 二八年における労働生産性の動きを二次的統計によつてみると、前年に対し製造業で二一%、鉱業で一四%のそれぞれ増加となつている。これは、二七年の対前年上昇率(製造業一二%、鉱業一%)にくらべると相当高い。

この労働生産性は、経済審議庁の生産指数を、毎勤の雇用指数(常用労働者)で除したものであるから、三〇人未満の事業所における雇用者数や臨時日雇労働者等の動きを反映せず、一般に高くあらわれるという不完全さがあるけれども、大体の傾向は知ることができるであろう。

五 右のような労働生産性のかなりの上昇をもたらした要因としては、(1)国内需要の増大と輸出の増加(金額では二八年は二七年に対し保合いだが、数量では輸出単価の値下りのため約一割の増大)等生産を増加せしめる好条件がととのつたため、操業度が一般的にと昇し、設備の増設も行われたこと。

(2)二六～七年以降高能率の生産方法或いは新設備の採用等種々の合理化策がとられてきたこと。

(3)電力、石炭その他のエネルギー源にめぐまれ、資金の供給も比較的円滑に行われたこと。

などがあげられるが、また企業内部における労使の増産への努力もこれを見逃がすことができない。更に、企業系列の整備による経費の節約や、製品価格の維持策などもあずかつて力が大きかつた。

なお、労働生産性の上昇を産業別に推測してみると、第五〇表のごとくである。

第50表 産業別生産及び雇用指数の推移

第 50 表 産業別生産及び雇用指数の推移

(昭和26年平均=100)

産 業	昭和27年平均			昭和28年平均		
	(A) 生産 指数	(B) 雇用 指数	(A) (B)	(A) 生産 指数	(B) 雇用 指数	(A) (B)
鉱 業	103.1	102.5	100.6	110.3	96.1	114.8
製 造 業	111.4	99.0	112.5	136.5	100.1	136.4
食 料 品 製 造 業	109.6	106.4	103.0	130.0	108.4	119.9
煙 草 製 造 業	106.5	97.5	109.2	111.4	99.9	111.5
紡 織 業	114.2	93.4	122.3	131.8	89.7	146.9
紙及び類似品製造業	115.0	103.8	110.8	149.6	107.1	139.7
印刷、出版及び類似品製造業	141.6	105.4	134.3	192.4	112.3	171.3
化 学 工 業	117.8	98.2	120.0	150.6	98.2	153.4
石油及び石炭製品製造業	150.2	104.7	143.5	192.1	108.0	177.9
ゴム製品製造業	98.8	93.7	105.4	127.7	98.2	130.0
皮革及び皮革製品製造業	109.2	79.6	137.2	146.0	82.1	177.8
木材及び木製品製造業	100.5	95.5	105.2	106.6	93.5	114.0
ガラス及び土石製品製造業	101.2	101.2	100.0	113.2	102.0	111.0
第一次金属製造業	107.4	101.4	105.9	124.3	102.2	121.6
金属製品製造業	104.4	98.9	105.6	136.9	101.2	135.3
機 械 製 造 業	97.1	99.8	97.2	119.1	105.9	112.5
電気機械器具製造業	113.6	103.0	110.3	154.8	110.9	136.9
輸送用機械器具製造業	106.2	102.0	104.1	142.8	105.0	136.0
医療機械、理化学機械、写真機、光学機械器具及び時計製造業	115.0	106.5	108.0	153.6	119.3	128.8

資料出所

生産指数は経済審議庁

雇用指数は労働省統計調査部「毎月勤労統計」

(注) 生産指数は昭和25年基準指数の基準時を転換。

第51表 常用労働者一人当り純利益

第 51 表 常用労働者一人当り純利益 (単位千円)

期 間	全産業	鉱 業	製造業	建設業	運輸通信及 びその他の 公益事業	卸売及び 小 売 業	サ ー ビ ス
26年 上半期	68	38	101	3	12	64	24
下 //	54	50	76	7	8	△ 17	62
27年 上半期	44	38	58	10	16	6	70
下 //	39	16	55	13	11	42	91
28年 上半期	46	14	61	19	22	59	104
下 //	—	—	—	—	—	—	—

資料出所 日本銀行「本邦主要会社企業経営分析調査」

(注) 1) 一人当り純利益 = $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総常用労働者数}}$

2) この場合の上半期とは4月～9月、下半期とは10月～翌年3月である。

3) △は負を示す。

(3)企業経営

六 以上のような労働生産性の向上に伴つて企業の経営状況はどのような推移を辿つたであろうか。前述のように二八年の企業収益は全体的にみて外見上好転したものとみられる。すなわち、日銀の調査によると、二八年上期における主要会社の純利益は、前期に対し労働者一人当りで、全産業が約二割、製造業が一割強とそれぞれ著増を示している。なお、これを大蔵省「法人企業統計」によつて総資本利益率(税込)をみると、二七年以来の減少傾向から転じて全産業で二八年上期の七・八%から下期の九・八%へ、製造業で同じく一〇・五%から一三・六%へとそれぞれ増加している。

七 いま総資本利益率の推移を産業別にみると、一般的にみて生産及び労働生産性の上昇が大きかつた産業において、収益率の増加ないし減少傾向の鈍化がみられた。

とくに国内投資及び消費需要の活発化をうけて、輸送用機械器具ガラス及び土石製品、紙及び類似品等製造業並びに卸売及び小売業等でかなりの利益率の上昇をみた。しかし一方、本年において価格が低落し、ために他産業の原料安の原因となつた石炭業を含む鉱業においては、ひきつづいて収益率の低下がみられた。

第52表 営業収入に対する原価の構成比率

第 52 表 営業収入に対する原価の構成比率 (単位%)

産 業	項 目	27年上半期	27年下半期	28年上半期	28年下半期
全 産 業	材料費 (A)	64.3	63.5	66.1	64.9
	人件費 (B)	11.6	12.7	11.5	11.7
	その他 (C)	24.1	23.8	22.4	23.4
製 造 業	(A)	57.5	58.5	58.3	56.5
	(B)	13.6	14.6	14.3	14.2
	(C)	28.9	26.8	27.4	29.3

資料出所 大蔵省 「法人企業統計」

(注) 上半期は1～6月、下半期は7～12月。

第53表 利益率及び回転率

第 53 表 利益率及び回転率 (全産業) (単位%)

産 業	総資本利益率	売上高利益率	総資本回転率
昭和26年上半期	16.9	8.6	207.0
下 "	10.1	8.0	182.9
上 "	10.5	6.1	173.5
下 "	8.7	5.5	157.2
上 "	7.8	5.0	156.0
下 "	9.8	6.4	153.2

資料出所 大蔵省「法人企業統計」

(注) 1) 総資本利益率 = $\frac{\text{当期営業利益} \times 2}{\text{負債及び自己資本合計}}$ 2) 売上高利益率 = $\frac{\text{当期営業利益}}{\text{売上高}(\text{当期営業収入} + \text{固定資産振替高})}$ 3) 総資本回転率 = $\frac{(\text{当期営業収入} + \text{補助金}) \times 2}{\text{負債及び自己資本合計}}$

4) 上半期は1～6月、下半期は7～12月。

八 なお附加価値率(売上高に対する附加価値額の割合)の推移を大蔵省の「法人企業統計」によつてみると、第五五表のごとく、全産業及び製造業の附加価値率は、二八年上期の一八・八%及び二五・二%から二八年下期の二〇・五%、二七・四%へとそれぞれ増加した。

また、附加価値に対する人件費比率を「法人企業統計」によつてみると、第五六表の如く、全産業は二八年上半期六〇・九%から下期五七・二%へ、製造業で同じく五六・六%から五一・八%へとそれぞれ下期に入つて減少をみせている。九次にこれらあげられた利益の処分状況をみると、社内留保へ向けられた努力の跡がみえ、やや企業の健全化への方向が辿られたとみることができる。

第54表 産業別総資本利益率

第 54 表 産業別総資本利益率 (単位%)

産 業	昭和27年	昭和27年	昭和28年	昭和28年
	上 半 期	下 半 期	上 半 期	下 半 期
全 産 業	10.52	8.68	7.84	9.77
鉱 業	21.48	15.10	9.09	7.92
建 設 業	5.06	5.48	4.80	3.26
製 造 業	14.54	11.09	10.45	13.55
食料品製造業	16.62	19.23	13.63	14.64
紡 織 業	14.82	10.85	7.30	16.70
紙及び類似品製造業	21.16	12.68	13.50	18.19
化学工業	13.90	10.98	11.93	14.95
ガラス及び土石製品製造業	21.36	13.89	14.14	17.26
第一次金属製造業	12.16	7.79	6.52	8.69
金属製品製造業	13.50	15.00	13.20	10.96
機械製造業	15.80	8.42	10.83	10.16
電気機械器具製造業	19.56	17.95	15.69	15.89
輸送用機械器具製造業	7.10	9.64	11.69	12.28
卸売及び小売業	2.78	3.89	5.37	5.58

資料出所 大蔵省「法人企業統計」

(注)1) 総資本利益率 = $\frac{\text{当期営業利益} \times 2}{\text{負債及び自己資本合計}}$

2) 上半期は1～6月、下半期は7～12月。

第55表 売上高に対する附加物価値額の比率

第55表 売上高に対する附加価値額の比率(単位%)

期	間	全 産 業	鉱 業	製 造 業
26 年	上半期	21.0	44.1	29.9
	下 "	19.9	44.0	26.6
27 年	上半期	20.0	43.0	26.9
	下 "	21.0	45.3	26.1
28 年	上半期	18.8	43.7	25.2
	下 "	20.5	43.2	27.4

資料出所 大蔵省「法人企業統計」

(注)1) 附加価値 = 生産額 - (原材料動力費 + 減価償却費 + 修繕費 + 営業経費)

2) 上半期は1～6月、下半期は7～12月。

第56表 附加価値構成比

第 56 表 附加価値構成比 (単位%)
(全産業)

期 間	附加価値	人 件 費	利 子 賃 借 料	営業純益	租税公課
昭和27年上半期	100	57.7	12.0	20.2	10.1
下 //	100	60.8	12.9	15.7	10.7
28年上 //	100	60.9	14.5	14.7	9.9
下 //	100	57.2	13.5	19.6	9.7

(製造業)					
昭和27年上半期	100	50.6	10.6	26.6	12.2
下 //	100	56.2	11.8	19.2	12.8
28年上 //	100	56.6	12.0	19.3	12.1
下 //	100	51.8	11.2	26.0	11.0

資料出所 大蔵省「法人企業統計」

(注) 1) 上半期は1～6月、下半期は7～12月

2) 人件費とは役員給料手当及び従業員給料手当及び福利費の合計である。

3) 利子賃借料とは、動産、不動産、賃借料及び支払利子割引料の合計である。

4) 営業純益とは営業利益から補助金を除いたもの。

第57表 剰余金処分の状況

第 57 表 剰余金処分の状況 (全産業) (単位%)

期 間	剰 余 金 処 分 額 100			
	内 部 留 保 (内任意積立金)	社 外 分 配 (内配当金)	税金	次期繰越 剰 余
昭和25年下半期	45(43)	12(11)	38	5
26年上 //	43(39)	12(11.5)	40	5
下 //	34(32)	17(16)	43	6
27年上 //	28(24)	23(22)	42	8
下 //	24(20)	28(27)	40	8
28年上 //	25(21)	27(26)	41	7
下 //	—	—	—	—

資料出所 日本銀行「本邦主要会社企業経営分析調査」

このことは減価償却率の増加のうちにもみることができるが、戦前の状況にくらべると、戦前においては国民所得に対する減価償却額の割合が約四%であつたのに対し、二八年においてはまだ二%台に止まっている。このことは企業健全化を更に推進すべきことを意味しているといえよう。

第58表 配当及び減価償却率

第 58 表 配当及び減価償却率（全産業）
（単位 %）

期 間	配 当 率	減 価 償 却 率
昭 和 11 年	8.4	4.1 (3.9)
昭 和 26 年 上 半 期	17.1	8.6
下 //	19.4	6.7
27 年 上 //	18.1	7.9
下 //	18.1	7.7
28 年 上 //	15.2	7.1
下 //	15.1	7.8

資料出所 戦前は日銀「本邦主要会社企業経営分析調査」

戦後は大蔵省「法人企業統計」

（注） 1）（ ）内は国民所得に対する法人企業の減価償却額の比率である。

$$2) \text{ 配 当 率} = \frac{\text{支払配当金} \times 2}{\text{資本金}}$$

$$3) \text{ 減価償却率} = \frac{\text{減価償却費} \times 2}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産}}$$

第59表 資本及び資産構成の戦前戦後比較

第 59 表 資本及び資産構成の戦前戦後比較（全産業）
（単位 %）

期 間	資 産 構 成		資 本 構 成	
	流動資産	固定資産	他人資本	自己資本
昭和9年～11年平均	42	58	39	61
昭和26年 上半期	58	42	61	39
下 //	56	43	62	38
27年 上 //	56	44	63	37
下 //	55	45	64	36
28年 上 //	53	46	65	35
下 //	—	—	—	—

資料出所 戦前、三菱経済研究所調。戦後、日銀「本邦主要会社企業経営分析」

第60表 海外卸売物価の動向

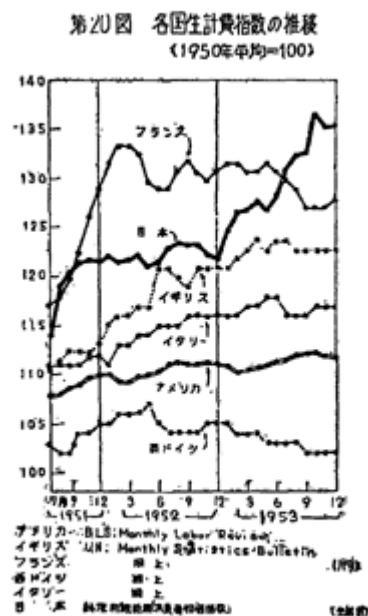
第 60 表 海外卸売物価の動向

(25年6月=100)

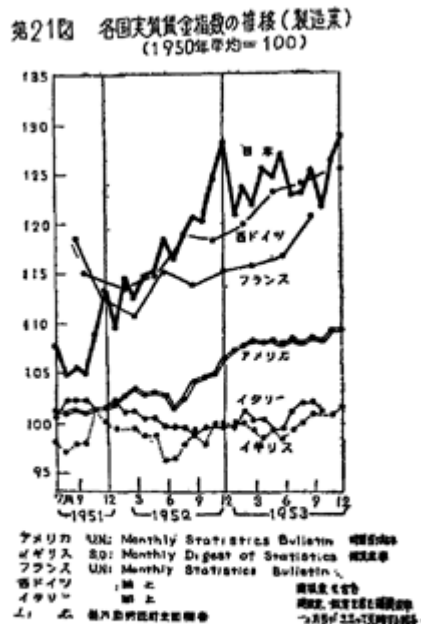
年 月	日 本	米 国	イギリス	西ドイツ	フランス
昭和27年3月	153.3	112.1	129.6	123.5	144.4
9 //	151.4	111.6	125.6	124.5	137.9
昭和28年3月(A)	152.5	109.8	127.8	122.4	135.1
9	155.3	110.4	126.8	119.4	132.4
12 (B)	156.8	109.9	127.1	118.3	132.9
(B)/(A)	+ 2.8%	+ 0.1%	- 0.5%	- 3.3%	- 1.6%

資料出所 通産省「主要産業の実態」

第20図 各国実質賃金指数の推移



第21図 各国生計費指数の推移



またこのことを資本構成の面からみてみても、戦前においては大体自己資本六に対し、他人資本四の割合であつたのが、戦後は割合が逆転しており、企業の金融依存及び経営不安定性を示している。

(4)今後の問題点

一〇 以上のように労働生産性は向上し、企業収益も好転して、賃金水準の上昇も実現されたが、その底流には企業経営の不健全性が依然として残っており、しかも、第六〇表のように、海外物価が全般的に下押し傾向にある中であつて、国内物価の割高は少しも是正されず二重価格等をもつてしても、二八年の貿易収支は約九億五千万ドル（国際収支は約二億ドル）の赤字を記録している。

一一 二八年における賃金水準の上昇と消費水準の向上は、基本的にはこのような企業のみせかけの収益と国民経済の赤字の上に実現されたのであり、それは持続性がないばかりか、国民経済の危機に一步一步近づいていることになる。このような危機に対処し、実質賃金の向上、雇用の増大等労働の観点からみた終極的な目的の達成にはさらに労働生産性を向上せしめ、コストの切下げ、企業内容の健全化をはかることが必要である。

一二 最後にわが国の物価と実質賃金を諸外国と比較してみると、第二〇図の如く各国とも生計費指数（消費者物価指数）は横這い状態を示しているのにわが国の人は上昇傾向にある。また実質賃金についても、第二一図の如く各国とも上昇を示しているが、諸外国では物価の安定の上になつて実質賃金が増加しているのに対し、わが国のみは物価の上昇を伴いながら実質賃金が増加を示している。

三 賃金

(二) 常用労働者の賃金水準

一三 毎月勤労統計による六大産業(鉱業,製造業,不動産業,卸売及び小売業,金融及び保険業,運輸通信及びその他の公益事業であつて以下調査産業総数という)の常用労働者一人一ヵ月あたり昭和二八年平均現金給与総額は,前年に比較して一六%の増加である(第六一表参照)。

この年平均の増加率は例年に比べると最低であるが,しかし,年初に予想された水準よりも遙かに高かつたといえよう。

しかも,年内の推移においても一貫して上向傾向をつづけており,一〇月以降において,前年各月よりもとくに増加が大きく,一二月には前年を二二%上廻るに至つた。

この増加は,「きまつて支給する給与」の増加とともに「特別に支払われた給与」の一層の増加によるものであり,しかも,後者はいわゆる賞与支給の普遍化とその額の増大化を伴う点では,前年来の傾向を一段と強めたものといつたのである。

(注)1 毎月勤労統計は,右の産業の外に建設業を調査し,さらに同一事業所で一ヵ月未満勤務する臨時及び日雇労働者をも調査しているが,その全労働者の約六〇〇万の平均給与額は,二八年平均一五,六五〇円で,二七年平均一三,六三八円よりも一四・八%の増加であつて,六大産業常用労働者のみについての結果に背くものではない。

2 「きまつて支給する給与」とは労働者の行つた労働に対し,或いは労働者の状態に従つて,労働契約,労働協約或いは就業規則等で予じめ定められた支給条件,算定方法によつて支給される給与であつて,超過勤務給も含まれる。

「特別に支払われた給与」とは,一時的又は突発的理由によつて労働者に支払われた給与であつて,年末手当等のほか新しい協約によつて過去にさかのぼつて算定された給与の追給額も含まれる。

第61表 調査産業総数常用労働者現金給与総額の推移

第 61 表 調査産業総数常用労働者現金給与総額の推移

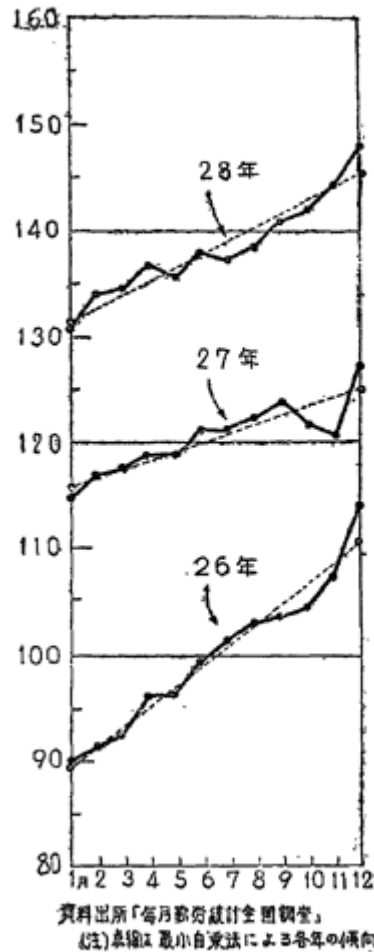
年 月	実 額	指 数 22 年 = 100	対 前 年 同 期 増 加 率
	円		%
昭 和 22年 平均	1,740	100.0	—
23 //	4,770	274.1	174.1
24 //	8,019	460.7	68.1
25 //	9,687	556.7	20.8
26 //	12,200	701.1	25.9
27 //	14,434	845.6	20.6
28 //	16,741	980.7	16.0
27 年 12 月	23,084	1,352.3	19.7
28 年 1 月	15,712	920.4	14.5
2 //	14,312	838.4	12.6
3 //	14,805	867.3	14.9
4 //	14,748	864.0	13.8
5 //	14,472	847.7	13.7
6 //	17,347	1,016.2	13.1
7 //	18,042	1,056.9	13.3
8 //	16,703	978.5	17.5
9 //	15,768	923.7	15.6
10 //	15,288	895.6	17.0
11 //	15,437	904.3	19.3
12 //	28,256	1,655.3	22.4

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

- (注) 1) 22年～24年は旧毎月勤労統計調査結果を25年以降の調査に接続
するよう修正したものである。
- 2) 27年1月以降の指数は1月分新旧調査の結果により調整したも
のである。
- 3) 労働者とは、生産労働者と管理事務及び技術労働者の合計であ
る。

第22図 査産業総数「きまつて支給する給与」指数

第22図 調査産業総数「きまつて支給する給与」指数
(常用労働者)
昭和26年平均=100



一四 同じく「きまつて支給する給与」の増加は、前年に比べて調査産業総数で約一五%に達し、年内の傾向としても一貫して上昇過程をたどり、その傾向は年末に近づいてさらに騰勢を強めるに至った(第二二図参照)。このような動きは労働時間がとくに長くなったからではなく、一時間あたり定期的給与においても着実な上昇傾向が現われている(第六二表)。

すなわち、昭和二八年の賃金水準は「きまつて支給する給与」についても、労働時間の増加を伴わずして増加傾向を持続し、これに加える大巾な「特別に支払われた給与」の増加によつて、前年よりも一人平均月間二、三〇七円、一六%増となつたのである。

一五 なお、このような名目賃金の増加も、消費財物価の上昇により、実質的には賃金の購買力の増加をそれだけ減殺した。これを消費者物価指数(総理府統計局調、二八都市、総合)についてみると、前年平均に比べてその上昇は六・六%であり、従つて、調査産業総数の現金給与総額による実質賃金指数は、前年よりも八・八%増であつた(第六三表参照)。

第62表 調査産業総数常用労働者「きまつて支給する給与」の推移

第 62 表 調査産業総数常用労働者「きまつて支給する給与」の推移

年 月	1 人 1 カ月当り			1 人 1 時間当り		
	給 与 額	指 数 26年=100	対前年同 期増加率	給 与 額	指 数 26年=100	対前年同 期増加率
	円		%	円		%
昭和25年平均	8,788	83.4	—	46.40	84.6	—
26 年 "	10,537	100.0	19.9	54.82	100.0	18.1
27 年 "	12,495	120.6	20.6	64.91	120.6	18.4
28 年 "	14,358	138.5	14.9	73.86	137.2	13.8
27 年 12 月	13,217	127.5	11.6	67.40	124.8	12.9
28 年 1 月	13,569	130.9	14.0	75.09	139.5	13.8
2 月	13,901	134.1	14.5	72.48	134.7	16.5
3 月	13,967	134.8	14.6	73.20	136.0	15.9
4 月	14,198	137.0	15.3	71.85	133.5	13.4
5 月	14,061	135.7	14.0	73.46	136.5	11.9
6 月	14,313	138.1	13.9	72.03	133.8	12.3
7 月	14,250	137.5	13.4	72.67	135.0	12.8
8 月	14,373	138.7	13.2	73.44	136.4	13.0
9 月	14,597	140.8	13.6	74.06	137.6	13.6
10 月	14,733	142.2	16.7	74.79	138.9	13.6
11 月	14,973	144.5	19.5	71.40	132.7	7.0
12 月	15,356	148.2	16.2	76.51	142.1	13.5

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 1 人 1 時間あたり給与は 1 人 1 カ月あたり給与を 1 人 1 カ月あたり総
実労働時間数で除したものである。

第63表 調査産業総数及び製造業における実質賃金指数の推移

第 63 表 調査産業総数及び製造業における実質賃金指数の推移
(昭和 22 年平均 = 100)

年 月	調 査 産 業 総 数		製 造 業	
	指 数	対前年同期 増 加 率	指 数	対前年同期 増 加 率
昭 和22年平均	100.0	% —	100.0	% —
23 //	149.8	49.8	151.5	51.5
24 //	190.9	27.4	197.1	30.1
25 //	247.5	29.6	257.0	30.4
26 //	267.8	8.2	283.0	10.1
27 //	307.6	14.9	317.4	12.2
28 //	334.7	8.8	337.4	6.3
27 年 12 月	493.9	11.9	496.4	19.3
28 年 1 月	328.2	12.1	323.2	5.4
2 //	294.6	8.1	301.7	4.8
3 //	304.5	10.6	294.2	7.4
4 //	301.4	10.9	303.2	8.9
5 //	297.3	8.6	302.1	8.6
6 //	352.2	7.1	360.2	8.7
7 //	359.1	6.4	380.2	5.1
8 //	328.9	9.5	325.0	5.9
9 //	310.1	12.3	307.6	4.4
10 //	292.1	5.8	295.4	1.3
11 //	297.6	7.8	308.0	1.9
12 //	544.0	10.1	543.4	9.4

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 名目賃金指数を総理府統計局「消費者物価指数」(全都市総合)で除した
ものより算出。

一六 この年平均の実質賃金増加率は前年の一四・九%よりも低いが、二六年の八・二%に比べればやや高い。

但し、二七年に比較すれば、実質賃金増加が少なかった上にとくに食料は年初における米の公定価格引とげに次ぎ、春以降の騰貴はかなり顕著であつたから、この面から低賃金層への影響を考慮すると、賃金増加も実質的には前年程好影響を与えなかつたといえよう(第六四及び六五表参照)。

なお、このような平均賃金による実質賃金の動きは、直ちに全労働者に平均して及んだのではない。後述のように世帯主層では平均よりも賃金増加が大きく、右の実質賃金指数の増加をこえる消費水準の増加がみられたのである(勤労者の生活状態参照)。

第64表 消費者物価指数

第 64 表 消費者物価指数

(全都市総合) 及び名目賃金の対前年変動率

年	消費者物価指数		名目賃金	
	総合	食料	調査産業 総数	製造業
	%	%	%	%
昭和23年平均	+ 83.5	+ 67.1	+ 174.1	+ 177.2
24 "	+ 31.9	+ 25.6	+ 68.1	+ 71.6
25 "	- 9.3	- 9.0	+ 20.8	+ 21.5
26 "	+ 16.4	+ 15.2	+ 25.9	+ 28.2
27 "	+ 5.0	+ 3.8	+ 20.6	+ 17.7
28 "	+ 6.6	+ 6.0	+ 16.0	+ 13.3

資料出所 総理府統計局「消費者物価指数」

名目賃金は労働省「毎月勤労統計全国調査」

第65表 食料賃金指数

第 65 表 食料賃金指数

$$\left(\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{食料物価指数}} \right) \times 100$$

(昭和22年=100)

年	食料 物価指数	食料賃金指数	
		調査産業 総数	製造業
昭和22年平均	100.0	100.0	100.0
23 "	167.1	164.0	165.9
24 "	209.8	222.4	226.7
25 "	187.8	296.4	307.8
26 "	216.3	324.1	342.6
27 "	224.5	376.7	388.6
28 "	237.9	412.2	415.6

資料出所 前表と同じ

(注) 食料物価指数は総理府統計局「消費者物価指数
食料」を基準時転換したもの。

一七 実質賃金指数を、戦前(昭和九～二年平均)と資料上比較しうる製造業生産労働者の給与と比較すると、戦前に比べ二八年平均で賃金三〇七倍、消費者物価(東京)二八六倍で、実質的には戦前水準を七・三%越え

第66表 戦前基準賃金指数

第 66 表 戦 前 基 準 賃 金 指 数
(製造業生産労働者)
(昭和9～11年基準)

年	名目賃金 指 数	消費者物価指数 (東京総合)	実質賃金 指 数
昭和9～11年平均	1.0	1.0	100.0
22 "	32.9	109.1	30.2
23 "	91.9	189.1	48.6
24 "	157.1	237.6	66.1
25 "	187.9	220.0	85.4
26 "	235.5	255.5	92.1
27 "	272.2	266.2	102.3
28 "	307.0	286.2	107.3

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」
(注) 名目賃金指数の算出方法は労働統計調査月報第
4巻第5号参照。

第67表 調査産業総数及び製造業賃金

第 67 表 調査産業総数及び製造業賃金
からの法定控除額の推移
(単位 %)

産 業	年 月	現金給 与総額	控 除 額		
			計	所得税	社 会 保 険 料
調 査 産 業 総 数	昭和25年10月	100.0	14.5	10.7	3.8
	27年8月	100.0	12.5	8.7	3.8
	28年9月	100.0	10.9	7.3	3.6
製 造 業	昭和25年10月	100.0	15.0	11.1	3.9
	27年8月	100.0	12.1	8.2	3.9
	28年9月	100.0	10.2	6.5	3.7

資料出所 労働省「給与構成調査」

- (注) 1) 25年は官公営事業所を含み、27、28年は民
営のみである。
2) 社会保険料は失業保険、健康保険及び厚生
年金保険の保険料の労働者負担分である。

一八 右の実質賃金指数はいずれも所得税及び労働者の負担する社会保険料を含んでいる。これを毎月勤
労統計と同じく三〇人以上の事業所(但し民営のみ)について調べた現金給与総額からの法定控除額(住民
税を含まず)によつてみると、調査産業総数で、昭和二八年九月、所得税七・三%、社会保険料三・六% 計一
〇・九%であつて、前年八月の合計一二・五%に比べると手取り額の割合は給与が増えたのに減税等によ
つて増加している(第六七表参照)。

第68表 賃金不払件数及び解決状況

第 68 表 賃金不払件数及び解決状況

年 月	当月把握したもの		当月までに未解決のもの	
	1カ月平均 件 数	当月中に増加 した不払金額	件 数	金 額
昭和25年1～6月平均	2,542	1,101	(6月末) 6,478	(6月末) 1,999
〃 7～12 〃	2,398	1,214	(12 〃) 5,429	(12 〃) 1,212
26 1～6 〃	1,607	541	(6 〃) 4,328	(6 〃) 941
〃 7～12 〃	1,588	501	(12 〃) 3,801	(12 〃) 589
27 1～6 〃	1,413	425	(6 〃) 3,860	(6 〃) 756
〃 7～12 〃	1,567	400	(12 〃) 2,932	(12 〃) 314
28 1～6 〃	1,511	276	(6 〃) 3,063	(6 〃) 463
〃 7～12 〃	1,853	373	(12 〃) 2,896	(12 〃) 443

資料出所 労働省基準局「賃金不払事件状況報告」

一九 いわゆる賃金の遅払及び不払は、労働基準局調査によると、毎月の把握件数においては、上半期から下半期にかけて、やや顕著な増加を示し、当月把握した不払金額(前月までに把握した不払事業場で、当月も引き続き不払となつたものも含む)についても、増加している。昭和二六年以来の減少傾向に対し、本年下半期において再び増加の傾向を示すに至つたことは注目をひく。

次に、未解決で持越された件数、金額については、前述の傾向と逆に両者とも上半期末より下半期末の方が減少しているが、各年における下半期の減少ぶりよりも、減少の割合が少なく、かつ金額においては昭和二七年末よりも一億円余を増加している(第六八表)。

なお、毎月把握した不払事件のうち金額についてみると、産業別では、総合工事業、機械器具製造業、石炭鉱業、化学工業等が多い。

第69表 調査産業総数年、月別「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の比率

第 69 表 調査産業総数年、月別「きまつて支給する給与」
に対する「特別に支払われた給与」の比率
(単位 %)

年	月	昭和23年	昭和25年	昭和27年	昭和28年
年 平 均		15.6	10.2	15.5	16.6
1	月	14.5	19.1	15.3	15.8
2	月	14.3	4.7	4.7	3.0
3	月	18.6	4.9	5.7	6.0
4	月	19.5	6.5	5.3	3.9
5	月	14.6	2.7	3.1	2.9
6	月	18.2	6.9	22.0	21.2
7	月	16.0	8.7	26.7	26.6
8	月	13.3	7.3	12.0	16.2
9	月	10.1	6.8	6.1	3.0
10	月	9.9	7.3	3.5	3.8
11	月	8.6	6.3	3.2	3.1
12	月	27.6	38.8	74.7	84.0

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 年平均は年間平均の給与についての比率であつて、各月比率の平均ではない。

三 賃金
(三) 臨時的給与の増加

二〇 全体の賃金水準で「きまつて支給する給与」の増加にもまして大きく増加したのは、労働協約や就業規則の定めによらないで支払われる「特別に支払われた給与」である。昭和二八年の毎月勤労統計による調査産業総数の一カ月平均「特別に支払われた給与」は二,三八三円で、前年に比べてちょうど二三%増加している。これは、二七年が二六年に比べ一六%の増加であつて、「きまつて支給する給与」の増加割合の方が、それよりも大きかつたのと対照的である。

二一 このような「特別に支払れた給与」の内容は賞与、期末手当、一時金、給与引上げに伴うさかのぼつての追給額等を含むのであるが、昭和二六年来の傾向として賞与的給与が増大し、これが盆・暮に集中的に支払われることにより季節性を明確にした。

第70表 調査産業総数及び製造業の夏期及び年末特別給与支給状況

年 月	調 査 産 業 総 数			製 造 業 (規 模 計)		
	1) 支給労働者1人あたり	支給事業所比	2) 支給を受けた労働者の比率	支給労働者1人あたり	支給事業所比	支給を受けた労働者の比率
	円	%	%	円	%	%
昭和26年 6、7 月	6,023	31.8	49.0	6,133	28.8	50.0
12 月	9,467	62.8	65.1	9,105	48.8	58.8
昭和27年 6、7 月	8,479	49.3	65.8	9,019	32.4	61.6
12 月	11,780	69.7	69.8	10,377	60.8	74.6
昭和28年 6、7、8 月	10,518	65.9	80.2	10,266	58.3	65.0
12 月	15,683	80.5	89.7	14,293	73.8	87.5

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」。(特別集計)

(注) 1) 「支給労働者1人あたり」とは特別給与を支給した事業所における労働者1人あたり額である。

2) 「支給を受けた労働者の比率」とは支給事業所の全労働者の支給しない事業所を含む全労働者数に対する比率である。

すなわち、「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の割合は、年間平均では、昭和二八年一六・六%であつて、いままでにない高率である。とくに六～八月の夏季と一二月の比率は高かつた(第 六九表参照)。

これを戦後の推移と対照すると、昭和二二～二三年頃は年平均においても高率であつたが、年内各月にも均しく高率でありこれらは相つぐ物価騰貴による一時金、生活補給金的な臨時給与であつた。それが二四～二五年には、インフレーションの終熄とともに臨時的給与の比率も減少したが、近年にいたり前述の傾向に転じてきた。

二二 定期的給与に対する臨時的給与の比率の増大は一人当り支給金額の増加とともに、さらに臨時給与を支給する事業所が急激に増加してきたことによるものである。

毎月勤労統計によつて夏期の臨時的給与を支給する事業所の割合を見ると、二六年の三二%から二七年の四九%へ、さらに二八年には六六%となり、同じく年末には二六年の六三%から二八年には八一%となるに至つた。支給した事業所における労働者一人当り金額は、夏期では二六年の六・〇二八円から二八年には一〇、五一八円とこの間六割五分の増加がみられ、更にまた年末には、二六年の九、四六七円から二八年一五、六八三円と殆んど七割に近い増加を示すに至つた(第七〇表参照)。

このような傾向は各産業にも現われ、また各規模でも共通である(第七一表参照)。

第71表 製造業規模別特別給与の推移

年	規模 500人以上			規模100人～499人			規模30人～99人		
	きまつて支給する給与(A)	特別に支払われた給与(B)	B/A	きまつて支給する給与(C)	特別に支払われた給与(D)	D/C	きまつて支給する給与(E)	特別に支払われた給与(F)	F/E
	円	円	%	円	円	%	円	円	%
昭和25年平均	9,599	990	10.3	8,154	762	9.3	6,774	357	5.3
26 //	11,888	2,063	17.4	9,803	1,295	13.2	7,968	637	8.0
27 //	13,903	2,324	16.7	11,324	1,514	13.4	8,891	647	7.3
28 //	15,657	2,669	17.0	12,663	1,862	14.7	10,129	860	8.5

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

二三 しかしながら、このような特別給与の増加も労務者と職員の間では一様でない。すなわち、昭和二八年には製造業の管理事務及び技術労働者の特別給与は五、五九六円で、前年よりも約二二%の増加であるのに対し、生産労働者は同じく一、五三一円であつて前年よりも一七%の増加にとどまつている。

これは、昭和二二～二四年頃には職員と労務者との間にはこのような差が殆んど見られなかつたことと対照をなしている(第七二表参照)。

とくに、二八年一二月において、管理事務及び技術労働者の特別に支払われた給与は製造業で一人あたり二〇、五二一円で定期的給与を五%以上超過したことは、戦後はじめてのことである。生産労働者の同月における特別給与八、七〇四円が定期的給与の六七%であることと比較して、このような給与の新たな意味が注視されるにいたつた。

第72表 製造業労職別特別給与の推移

第 72 表 製造業労働別特別給与の推移

年	管理事務及び技術労働者			生産労働者		
	きまつて支給する給与 (A)	特別に支払われた給与 (B)	B/A	きまつて支給する給与 (C)	特別に支払われた給与 (D)	D/C
	円	円	%	円	円	%
昭和22年平均	2,024	319	15.8	1,444	184	12.7
23 "	5,635	761	13.5	4,036	512	16.7
24 "	10,172	690	6.8	7,452	449	6.0
昭和27年平均	16,234	2,951	18.2	10,674	1,309	12.2
28 "	18,354	3,596	19.6	11,981	1,531	12.8

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」
(注) 昭和25, 26両年は労働者種類別の調査がない。

三 賃 金

(四) 賃金格差の諸特徴

二四 賃金水準の変動は個々の労働者の賃金の変動をあらわすとは限らない。労働者の属する産業,企業の賃金の変化とともに,労働者の職務,地位,経験及び能率等による配分方式の変化によつて,個々の労働者の賃金は全体的賃金水準の変化とは異なる動きを示す。

以下,これを職種別,性別,事業所規模別,産業別等についてみよう。

三 賃 金

(四) 賃金格差の諸特徴

(1) 職種別賃金差とその内部の格差

二五 まず職業別に賃金の変化をみると、昭和二六年一〇月、二八年七月両回の職業別賃金調査甲調査では次のような動きが看取される。

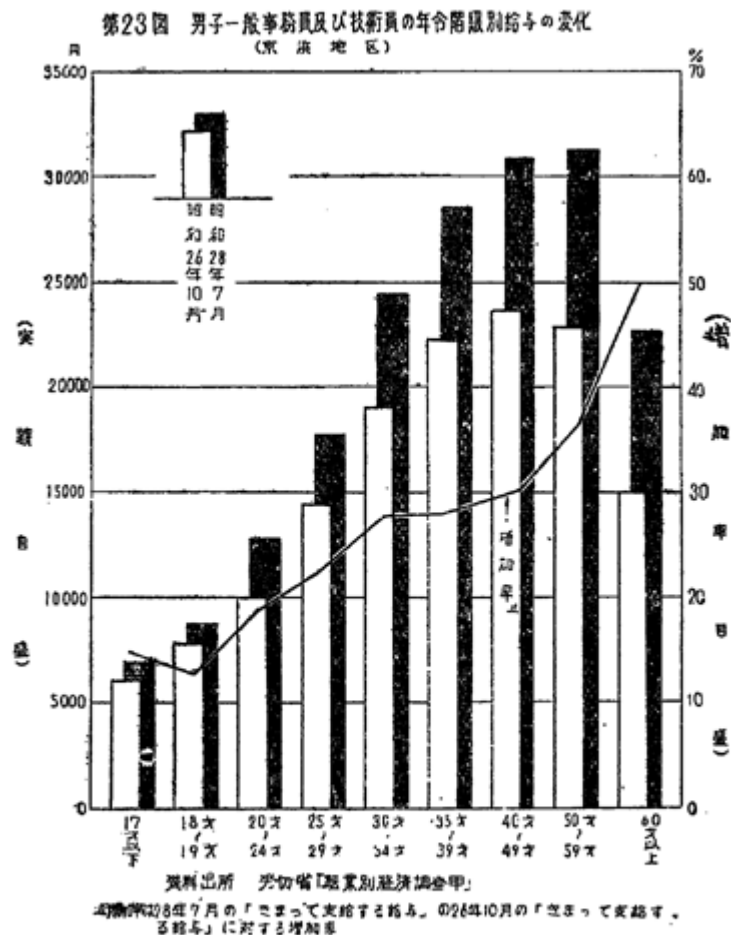
常用労働者百人以上を使用する京浜地区全産業事業所では、一般技術員(男子)は月間「きまつて支給する給与」が一七,七〇九円から二三,〇六六円へと三〇%増加し、旋盤工(男子)は一三,九八七円から一九,四一九円へと三九%増加したのに対し雑役夫(男女計)は一一,八〇〇国から一三,七四〇円へと一六%増加したにすぎない(二八年七月の調査は常用労働者三〇人以上の事業所について調査したが、そのうち特定六職種について二六年一〇月の調査と比較しうよう特別集計が行われた)。

第73表 職業別平均給与の変化

第 73 表 職業別平均給与の変化 (全産業、事業所規模 100人以上)						
職 業	京 浜 地 区			京 阪 神 地 区		
	きまつて支給する給与		増加率	きまつて支給する給与		増加率
	26年10月	28年 7 月		26年10月	28年 7 月	
	円	円	%	円	円	%
一般事務員(男子)	17, 190	21, 364	24. 3	17, 318	21, 021	21. 4
一般事務員(女子)	8, 486	10, 884	28. 3	8, 706	10, 443	20. 0
一般技術員(男子)	17, 709	23, 066	30. 3	18, 367	22, 731	23. 8
旋 盤 工(男子)	13, 987	19, 419	38. 8	15, 316	18, 391	20. 0
電 工(男子)	17, 138	21, 786	27. 1	16, 041	19, 733	23. 0
雑 役 夫(男女計)	11, 800	13, 740	16. 4	11, 611	12, 515	7. 8

資料出所 昭和26年及び28年「職業別賃金調査(甲)」
(但し、28年は特別集計)

第23図 男子一般事務員及び技術員の年齢階級別給与の変化



右の事実から、技術、技能的職業においては賃金の増加は大きく、反対に非熟練的職種については賃金の増加は少いと判断される。これは京浜地区のみならず、京阪神地区についても見られるところである。

二六 次に職員層における賃金の増加を年令階級別に見ると、低年令層において増加率低く、高年令層において増加率が高い。すなわち、男子一般事務員及び技術員の合計(課長以上その他の管理的職務に従事する者を除く)では、総数では二六年一〇月から二八年七月にかけて二五%の増加であつたが、二五才未満の階層ではこの間の賃金増加は二割に満たず、逆に四〇才以上の階層では三割を越えている。

第74表 男子一般事務員及び技術員と女子一般事務員の年令階級別給与の変化

第 74 表 男子一般事務員及び技術員と女子一般事務員の
年令階級別給与の変化
(全産業、事業所規模 100人以上) (京浜地区)

年 令	男子一般事務員及技術員(計)			女子一般事務員		
	きまつて支給する給与		増加率	きまつて支給する給与		増加率
	26年10月	28年7月		26年10月	28年7月	
	円	円	%	円	円	%
総 数	17,420	21,774	25.0	8,486	10,884	28.3
17歳以下	6,105	7,052	15.5	5,524	6,397	15.8
18 歳～19 歳	7,802	8,852	13.5	6,615	7,899	19.4
20 // ～24 //	10,765	12,850	19.4	8,133	9,966	22.5
25 // ～29 //	14,546	17,876	22.9	9,690	12,431	28.8
30 // ～34 //	19,137	24,493	28.0	11,019	14,610	32.6
35 // ～39 //	22,374	28,658	28.1	13,211	17,207	30.2
40 // ～49 //	23,641	30,915	30.8	—	—	—
50 // ～59 //	22,891	31,316	36.1	—	—	—
60 歳 以 上	15,146	22,754	50.2	—	—	—

資料出所 昭和26年及び28年「職業別賃金調査(甲)」
(但し、28年は特別集計)

(注) 1) 課長以上の役付等管理職員を除く。

2) 女子総数には40歳以上のものも含まれる。

女子一般事務員についてもほぼ同様の結果が現われている(第七四表及び第二三図参照)。

二七 このような年令による賃金差は、年令が高いが故に賃金が上つたということを意味するものではない。男子一般事務員及び技術員の合計を右の両回の調査について最終学歴別に見ると、小学校卒、高小卒、旧制中学(実業を含む)卒、旧高専(新制短大学を含む)卒の増加率は夫々二〇%、二八%、三二%、三六%であつて最終学歴が高い程増加率が大きくなつている(第七五表参照)。

第75表 男子一般事務職員の特定年令、最終学歴別給与の変化

第 75 表 男子一般事務職員の特定年令、最終学歴別給与の変化
(全産業、事業所規模 100人以上) (京浜地区)

項	目	総 数	小学校卒	高小卒	旧中学卒 (含 新 短大卒)	旧高専卒 (含 新 旧大学卒)	旧大学卒
き ま つ て 支 給 す る 給 与	計	円 17,420	円 21,351	円 19,366	円 17,343	円 17,139	円 18,785
	25歳～29歳	円 14,546	円 13,770	円 14,258	円 14,322	円 14,867	円 14,835
	26年10月 40歳～49歳	円 23,641	円 24,636	円 22,652	円 23,826	円 23,735	円 26,832
	計	円 21,774	円 25,699	円 24,803	円 22,803	円 23,247	円 23,446
	25歳～29歳	円 17,876	円 15,415	円 17,586	円 17,811	円 18,616	円 18,066
	28年7月 40歳～49歳	円 30,915	円 29,641	円 29,222	円 30,209	円 31,520	円 34,474
増 加 率	計	% 25.0	% 20.4	% 28.1	% 31.5	% 35.6	% 24.8
	25歳～29歳	% 22.9	% 11.9	% 23.3	% 24.4	% 25.2	% 21.8
	40歳～49歳	% 30.8	% 20.3	% 29.0	% 29.3	% 32.8	% 28.5

資料出所 昭和26年及び28年「職業別賃金調査(甲)」(但し、28年は特別集計)

(注) 総数には新中卒、新高卒、新大卒も含まれる。

最終学歴が必ずしも職務と責任の重要度に比例するものでないことは勿論であるが、しかし一応学歴差が拡大してきたことは、前述の年令階層別の賃金の変化が年令給的要素のみによるものでないことを示している。同一年令層についても同じく学歴順位によつて増加率が異つているのはその証左である。

二八 右の結果をさらに旋盤工、電工及び雑役夫についてみても、年令階層による賃金の増加の傾向は略々同様である。経験年数による賃金上昇率の差は資料の制約上旋盤工についてのみしか見られないが、これによると、経験の極めて浅いものを除き経験年数二年以上～三年未満が一四%上つたのに対して、三年以上五年未満が二六%、さらに五年以上は三五%を超えており、年令階層間の格差の拡大と同じ関係が示されている(第七六表参照)。

二九 以上の推移は賃金階級別の分布を拡大させた。昭和二六年一〇月から二八年七月への賃金水準の増加率は、職員層に関する限り賃金の相対的に低いものの上り方よりも賃金の高いものの上り方が大きい[但しこれは資料の制約により京浜地区の一般事務員(男子及び女子)、一般技術員(男子)、旋盤工のみの比較はできない](第七七表参照)。

第76表-1 旋盤工、電工、雑役夫の年令階級別給与の変化

第 76 表—1 旋盤工、電工、雑役夫の年令階級別給与の変化
(全産業、事業所規模 100人以上) (京浜地区)

年 令	旋 盤 工			電 工			雑役夫 (男女計)		
	きまつて支給する給与		増加率	きまつて支給する給与		増加率	きまつて支給する給与		増加率
	26年10月	28年7月		26年10月	28年7月		26年10月	28年7月	
総 数	円 13,987	円 19,419	38.8%	円 17,138	円 21,786	27.1%	円 11,800	円 13,740	16.4%
～17歳	5,172	6,833	32.1	—	—	—	—	—	—
18～19	8,001	9,281	16.0	9,760	10,957	12.3	—	—	—
20～24	10,047	13,148	30.9	11,738	15,112	28.7	7,259	9,667	33.2
25～29	13,493	18,253	35.3	15,223	19,699	29.4	10,662	12,168	14.1
30～34	15,899	21,805	37.1	18,520	23,773	28.4	11,547	13,213	14.4
35～39	17,103	23,967	40.1	19,467	26,148	34.3	12,568	14,326	14.0
40～49	18,358	26,410	43.9	21,307	29,681	39.3	12,567	15,016	19.5
50～59	—	—	—	—	—	—	11,908	14,792	24.2
60～	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料出所 昭和26年及び28年「職業別賃金調査 (甲)」
(但し28年は特別集計)

(注) 各職業の総数には調査労働者の少い年齢層 (一印欄) のものも含む。

第76表-2 旋盤工の経験年数別賃金の変化

第 76 表—2 旋盤工の経験年数別賃金の変化 (京浜地区)

経 験 年 数	きまつて支給する給与		増加率
	26 年 10 月	28 年 7 月	
総 数	13,987円	19,419円	38.8%
6 カ 月 未 満	6,561	9,021	37.5
6 カ月以上1年 "	8,044	10,877	35.2
1 年 " 2年 "	10,642	11,267	5.9
2 年 " 3年 "	11,492	13,145	14.4
3 年 " 5年 "	11,626	14,687	26.3
5 年 " 10年 "	12,946	17,472	35.0
10 年 " 15年 "	15,266	20,717	35.7
15 年 " 20年 "	17,493	23,754	35.8
20 年 "	18,655	26,241	40.7

第77表 職業別賃金の階級別増加率

第 77 表 職業別賃金の階級別増加率

(全産業、事業所規模 100人以上)

(京浜地区)

職 種	きまつて支給する給与		増加率
	26年 8 月	28年 7 月	
	円	円	%
男子一般事務員及び技術員 (合計)			
第一・四分位数	11,845	14,102	19.1
中 位 数	16,143	19,400	20.1
第三・四分位数	21,634	26,943	24.5
女子一般事務員			
第一・四分位数	6,797	8,482	24.8
中 位 数	7,957	10,264	29.0
第三・四分位数	9,631	12,430	29.0
旋 盤 工 (男子)			
第一・四分位数	10,753	14,630	36.2
中 位 数	14,171	19,320	36.3
第三・四分位数	17,542	23,687	35.0

資料出所 昭和26年及び28年「職業別賃金調査(甲)」(28年は特別集計)

(注) 賃金の少いものから高いものへ労働者を順序に列べて、その最初から四分の一番目のものの賃金が第一・四分位数、真中に位置するものが中位数、四分の三番目のものの賃金が第三・四分位数である。

三 賃金

(四) 賃金格差の諸特徴

(2) 性別賃金格差

三〇 男女別平均給与の推移は極めて僅かながら拡大している。すなわち、調査産業総数常用労働者の昭和二八年平均一ヵ月当り現金給与総額は、男子一九,五六〇円に対し女子八,六一七円で男子に対する女子の給与の比率は、四四・一%で前年の四四・九%よりも差が拡大している。これは昭和二五年以来の一貫した傾向である(第七八表)。

「きまつて支給する給与」においても、右とほぼ同じ結果となつてはいるが、臨時的給与によつて一層差が大きくなり、昭和二八年の「特別に支払われた給与」の平均額は、前年に比べて男子は二六%増えたのに対し女子は二三%の増加である。

三一 つぎに、製造業の管理事務及び技術労働者と生産労働者とのおのおのについて、男女別にみると(調査産業総数ではこのような労働者区分が得られない)右と同様の傾向がみられる。なお、特記すべきことは、夏期及び年末の臨時的給与を支給する月において格差の増大がとくに見られることであつて、これは、管理事務及び技術労働者においてとくに明瞭であり、昭和二三～二四年頃とは異なる傾向であることを示している(第七九表参照)。

第78表 調査産業総数、製造業、男女別賃金格差の推移

第 78 表 調査産業総数、製造業、男女別
賃金格差の推移

産 業	年	現金給与総額	きまつて支給 する 給 与
		女/男	女/男
調 査 産 業 総 数	昭和22年平均	43.4%	43.5%
	23 //	43.0	42.9
	24 //	45.0	44.4
	25 //	46.5	45.8
	26 //	46.2	45.9
	27 //	44.9	45.2
	28 //	44.1	44.4
製 造 業	昭和22年平均	42.8	42.8
	23 //	42.7	42.6
	24 //	43.1	42.2
	25 //	42.8	41.4
	26 //	41.7	41.2
	27 //	40.6	41.3
	28 //	39.4	40.2

資料出所 労働省「毎月勤労統計地方調査」
 (注) 昭和22年から24年は「旧毎月勤労統計調査」
 原数による。
 昭和25年は6、7、9月を除く9カ月の平均
 である。

第79表 労職及び男女別賃金格差の推移

第 79 表 労職及び男女別賃金格差の推移 (製造業)

給与	年 月	実 額				男に対する 女の割合		管理事務及び 技術労働者の 生産労働者 に対する割合	
		管理・事務及 び技術労働者		生産労働者		B/A	D/C	C/A	D/B
		男(A)	女(B)	男(C)	女(D)				
現金 給 与 総 額	昭和22年平均	円 2,590	円 1,197	円 1,955	円 851	% 46.2	% 43.5	% 75.5	% 71.1
	23 年	7,078	3,283	5,456	2,363	46.4	43.3	77.1	72.0
	24 年	12,014	5,483	9,345	4,077	45.6	43.6	77.8	74.4
	27 年	22,110	9,285	15,008	6,392	42.0	42.6	67.9	68.8
	28 年	25,315	10,451	17,115	7,087	41.3	41.4	67.6	67.8
	昭和28年 1 月	23,415	9,663	15,741	6,246	41.3	39.7	67.2	64.6
	2 月	21,178	8,981	14,891	6,338	42.4	42.6	70.3	70.6
	3 月	20,814	8,758	14,582	6,092	42.1	41.8	70.1	69.6
	4 月	21,040	9,042	15,251	6,402	43.0	42.0	72.5	70.8
	5 月	21,402	8,932	15,192	6,156	41.7	40.5	71.0	68.9
	6 月	27,985	11,123	17,786	7,221	39.7	40.6	63.6	64.9
	7 月	29,907	11,889	19,374	7,348	39.8	37.9	64.8	61.8
	8 月	23,963	10,201	16,909	7,245	42.6	42.8	70.6	71.0
	9 月	22,404	9,542	16,003	6,884	42.6	43.0	71.4	72.0
	10 月	22,579	9,427	15,756	6,663	41.8	42.3	69.8	70.7
	11 月	22,682	9,643	16,416	6,913	42.5	42.1	72.4	71.7
	12 月	46,415	18,207	27,478	11,531	39.2	42.0	59.2	63.3
きま つて 給 支 与	昭和22年平均	2,234	1,048	1,735	752	46.9	43.3	77.7	71.8
	23 年	6,234	2,905	4,847	2,088	46.6	43.1	77.7	71.9
	24 年	11,251	5,136	8,844	3,762	45.6	42.6	78.6	73.4
	27 年	18,675	8,036	13,393	5,689	43.0	42.5	71.7	70.8
	28 年	21,084	8,937	15,138	6,284	42.4	41.6	71.8	70.4

資料出所 労働省「毎月勤労統計地方調査」

- (注) 1) 22年～24年は「旧毎月勤労統計調査」の職員、労働者別原数であるから27年以降の賃金額とは直接接続しない。25、26年は「管理・事務及び技術労働者」「生産労働者」に区分された結果は得られない。
- 2) 27、28年は「毎月勤労統計地方調査」による規模30人以上の全国計である。

(附注)

現金 給 与 総 額	年 月	男(A)	女(B)	男(C)	女(D)	B/A	D/C	C/A	D/B
		円	円	円	円	%	%	%	%
昭和24年	6 月	12,057	5,453	9,272	4,062	45.2	43.8	76.9	74.5
	7 月	11,983	5,502	9,109	4,050	45.9	44.5	76.0	73.6
	12 月	15,059	6,817	11,397	5,098	45.3	44.7	75.7	74.8
	昭和27年 6 月	23,933	9,930	15,315	6,413	41.5	41.9	64.0	64.6
	7 月	26,068	10,494	17,207	6,632	40.3	38.5	66.0	63.2
	12 月	22,110	9,285	15,008	6,392	42.0	42.6	67.9	68.8

三二 男女間の賃金格差を男女それぞれの平均によつて比較しても、そこには両者の地域、産業、職種、年令、学歴その他の構成差が考慮されていない。従つて右の事実をもつて、労働基準法にいう男女同一賃金原則がくずれつつあると即断すべきではない。前記職業別賃金調査甲調査によると、一般事務員の新制高校卒業一八才～一九才年令層の新規学校卒業者で、仕事の内容に大差がないとみなされる労働者の平均給与は、一カ月当り「きまつて支給する給与」については、東京及び神奈川の両都県、京都、大阪及び兵庫の三府県ともに男女間一割前後の賃金差があるが、これをさらに男女間の労働時間の差を勘案して時間当り給与にすると、その差は僅かである(第八〇表参照)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

三 賃 金

(四) 賃金格差の諸特徴

(3) 労職別賃金格差

三三 次に管理,事務及び技術労働者の生産労働者に対する格差を製造業についてみると,夏季,年末の特別給与支給月では大差があり,年間平均としては現金給与総額では極めて軽微な拡大傾向が見られる。

しかし「きまつて支給する給与」については殆んど変化がない。管理,事務及び技術労働者でも生産労働者でも,そのおのおの内部では,その職種や地位によつて内部的格差が拡大していることは前述の通りである。

第80表 一般事務員,新制高校卒業18～19才年令層の賃金

第80表 一般事務員、新制高校卒業 18～19 才年令層の賃金 (28 年 7 月分)						
府 県	1 カ月あたり きまつて支給 する給与		1 カ月あたり総 実労働時間数		1 時間あたり 「きまつて支 給する給与」	
	男	女	男	女	男	女
東京都及び神奈川県	円 8,701 (100.0)	円 7,739 (88.9)	時間 200.7	時間 188.8	円 43.35 (100.0)	円 41.00 (94.6)
京都、大阪府及び兵庫県	円 8,404 (100.0)	円 7,721 (91.9)	時間 203.2	時間 194.1	円 41.36 (100.0)	円 39.78 (96.2)

資料出所 労働省「職業別賃金調査(甲)」
(注) 1) 常用労働者 30 人以上の事業所
2) 昭和 16 年厚生省「学校卒業者の初任給調査」によると中学校 40 円 20 銭、高等女学校卒 29 円 83 銭 (いずれも全国の鉱山を除く全産業の月給) である。

三 賃金

(四) 賃金格差の諸特徴

(4) 事業所規模別賃金格差

三四 製造業における常用労働者数による事業所規模別賃金格差は、毎月勤労統計によると、昭和二五年以降一貫して拡大の一途をたどつたが、二八年においては、年間平均給与額としては従来の傾向の停止の形をみせるにいたつた。

なお年内推移をみると、下半期ではやや格差の拡大傾向がみられる。

三五 ただ特別給与においては、規模間の格差の縮小は極めて明瞭である。規模三〇～九九人では、年間平均で規模五〇〇人以上に対して二七年で二七・八であつたのが、「二八年には三二・二を示すにいたつた(第八一表参照)。

このような特別給与の格差の縮小は、主として「特別に支払われた給与」を支給する事業所の割合が小規模事業所において前年よりも急激に増加したことによるものである。たとえば、規模三〇～九九人の事業所のうち昭和二七年六七月に特別給与を支給したもの二五%、それが二八年六、七、八月には五〇%に激増し、更に年末給与においても同じ傾向が現われた(第八二表参照)。

第81表 製造業事業所規模別賃金格差の推移

第81表 製造業事業所規模別賃金格差の推移
(規模 500 人以上=100)

年 月	現金給与総額		きまつて支給する給与				特別に支払われた給与	
	1人平均月間		1人平均月間		1人平均1時間当り		1人平均月間	
	規模100～499人	規模30人～99人	規模100～499人	規模30人～99人	規模100～499人	規模30人～99人	規模100～499人	規模30人～99人
昭和 25 年平均	84.2	67.3	84.9	70.6	83.8	69.3	77.0	36.0
26 //	79.5	61.7	82.5	67.0	80.4	65.2	62.8	30.8
27 //	79.1	58.8	81.5	64.0	78.5	60.4	65.1	27.8
28 //	79.3	60.0	80.9	64.7	77.7	61.0	69.7	32.2
昭和 27 年 1～6月	78.4	59.4	81.3	64.0	78.4	60.2	52.8	18.4
7～12月	79.7	58.2	81.6	63.9	78.6	60.5	71.1	32.2
昭和 28 年 1～6月	80.2	62.0	81.2	64.8	78.0	61.3	67.8	27.9
7～12月	78.5	58.3	80.6	64.6	77.5	61.0	70.4	33.7

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 各期平均の比率は、各期を通ずる規模別平均給与の比率であつて、各月の比率の平均ではない。

三六 常用労働者三〇人未満の小規模事業の平均給与額は、「失業保険保険料申告書による賃金統計」によつてみても、三〇人以上事業所との格差を漸次拡大してきたのが、二七年五月にはほぼ保合となり、二八年五月にはやや反転するにいたつた。この傾向は三〇人未満事業所の各規模についても同様にあらわれている(第八三表参照)。

三七 次に、小規模事業所賃金調査(常用労働者三〇人未満の事業所に関する調査)によると、調査産業総数で昭和二七年一〇月へ平均現金給与総額は九、一〇四円であつたのが、二八年一〇月には一〇、二四七円へ、製造業では同じく七、四五七円から八、四〇三円へとともに一三%増加した。この間に三〇人以上の事業所で調査産業総数一七%、製造業で一三%増加したのと比較すると、格差は調査産業総数では拡大、製造業では縮小ということができよう。

三八 毎月勤労統計によつて、二七年九月を基準として二八年四月及び同年九月に至る間の事業所別平均賃金(一人平均月間「きまつて支給する給与」)の変化率が個別事業所について特別に集計された。

第82表 製造業規模別夏期年末特別給与支給状況

第82表 製造業規模別夏期年末特別給与支給状況

年 月	規模 500 人以上			規模100～499人			規模30人～99人		
	支給労働者1人当り	支給事業所比率	支給を受けた労働者の比率	支給労働者1人あたり	支給事業所比率	支給を受けた労働者の比率	支給労働者1人あたり	支給事業所比率	支給を受けた労働者の比率
昭和26年 6.7 月	円 5,622	% 72.2	% 70.8	円 7,266	% 27.2	% 40.2	円 6,371	% 21.8	% 26.6
12 //	9,955	64.5	67.8	8,785	57.1	48.1	7,335	44.2	44.0
昭和27年 6.7 月	9,221	80.2	88.6	9,532	46.1	51.2	6,620	25.0	26.8
12 //	11,918	83.7	81.7	10,332	74.0	76.7	6,603	54.9	58.9
昭和28年 6.7.8月	11,883	90.4	91.4	9,672	74.9	77.0	6,284	50.2	51.6
12 //	17,521	94.4	96.4	13,045	85.3	88.6	8,351	68.3	69.8

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」(特別集計)

(注) 第 70 表参照

これによると、二七年九月から二八年四月までは規模の小なるほど平均上昇率が高く、規模の大きいほど平均上昇率が小さいという結果が明らかである。しかし、二七年九月と二八年九月の比較では規模間の平均上昇率の差は全く見られない(第八四表参照)。

この事実は二八年上半期において規模間賃金格差が特に縮小したことを側面から説明したものである。

三九 平均賃金による規模間賃金格差は以上の通りであるが、このような平均賃金の格差には、(1)事業所規模が企業規模と一致せず、従つていわゆる中小企業の大企業に対する賃金格差をそのまま現わさないこと、(2)規模間賃金格差の中に産業、地域、男女労職別構成差等平均賃金水準に影響を及ぼす諸要対する昭和28年4月及び9月への変化率の分布(製造業)因があり、規模そのものの純粋な賃金格差ではないこと、の二点を注意すべきである。

第83表 規模別現金給与総額

第83表 規模別現金給与総額

〔単位 円〕

産業	年 月	規 模 500人 以 上	規 模 20人 ～29人	規 模 10人 ～19人	規 模 9人 以 下	規 模 30人 以 上	規 模 30人 未 満
全 産 業	昭和 25 年 5 月	9,987 (100.0)	6,537 (65.5)	5,923 (59.3)	5,607 (56.1)	9,179 (100.0)	6,043 (65.8)
	26 〃 5 〃	12,506 (100.0)	7,647 (61.1)	6,881 (55.0)	6,593 (52.7)	11,153 (100.0)	7,048 (63.2)
	27 〃 5 〃	14,760 (100.0)	8,922 (60.4)	8,085 (54.8)	7,838 (53.1)	12,963 (100.0)	8,288 (63.9)
	28 〃 5 〃	16,570 (100.0)	10,004 (60.6)	9,325 (56.3)	8,961 (54.1)	14,312 (100.0)	9,530 (66.6)
製 造 業	昭和 25 年 5 月	9,549 (100.0)	5,711 (59.8)	5,328 (55.8)	4,999 (52.4)	8,644 (100.0)	5,369 (62.1)
	26 〃 5 〃	11,744 (100.0)	6,652 (56.6)	6,112 (52.0)	5,735 (48.8)	10,367 (100.0)	6,211 (59.9)
	27 〃 5 〃	14,136 (100.0)	7,767 (54.9)	7,209 (51.0)	6,954 (49.2)	12,213 (100.0)	7,346 (60.1)
	28 〃 5 〃	15,994 (100.0)	8,940 (55.9)	8,461 (52.9)	8,003 (50.0)	13,618 (100.0)	8,711 (64.0)

資料出所 労働省「失業保険保険料申告書による賃金統計」

第84表 事業所平均「きまつて支給する給与」の昭和27年9月に対する昭和28年4月及び9月への変化率の
分布

第84表 事業所平均「きまつて支給する給与」の昭和27年9月に
対する昭和28年4月及び9月への変化率の分布（製造業）

比 率	昭和27年9月から28年 4月への変動率分布			昭和27年9月から28年 9月への変動率分布		
	規 模 500 人 以 上	規 模 100～ 499人	規 模 30人 ～99人	規 模 500 人 以 上	規 模 100～ 499人	規 模 30人 ～99人
合 計	% 100.0 (854)	% 100.0 (3,960)	% 100.0 (11,930)	% 100.0 (854)	% 100.0 (3,960)	% 100.0 (11,930)
—15 % 以 上	2.1	4.0	4.5	0.5	1.4	2.3
—14% ～ — 5%	9.0	11.3	11.8	4.0	6.6	8.1
— 4% ～ 4%	35.6	28.3	25.5	17.2	21.9	21.4
5% ～ 14%	36.8	30.6	28.7	40.5	31.6	28.3
15% ～ 24%	11.6	15.6	17.0	24.7	21.2	19.7
25% ～ 34%	3.8	6.5	7.3	8.9	9.1	11.4
35% ～ 44%	1.1	2.3	3.3	3.0	4.7	4.6
45 % 以 上	—	1.4	1.9	1.2	3.5	4.3

(注) 1) () 内の数字は事業所数を示す。

2) 45% 以上の区分は細区分を省略。

	昭和27年9月から昭和 28年4月への変動率			昭和27年9月から昭和 28年9月への変動率		
	規 模 500 人 以 上	規 模 100～ 499人	規 模 30人 ～99人	規 模 500 人 以 上	規 模 100～ 499人	規 模 30人 ～99人
変 動 率 の 平 均	% 6.3	% 7.8	% 8.6	% 13.0	% 13.0	% 13.1

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」(特別集計)

(注) 事業所平均「きまつて支給する給与」とは各事業所の総賃金額を労働者数で除したもので、その変化は、いわゆる「ベース」の変化を示すものである。(超過勤務給を含む)

四〇 しかれば同一産業、同一地域、同一の性で規模間の賃金差をみると、いかなる結果になるであろうか。これを昭和二八年七月分について行われた職業別賃金調査甲調査により、京浜地区の製造業の七職種について事業所規模別賃金差(一ヵ月あたり「きまつて支給する給与」)をみると、前記平均賃金による格差よりも、その差は遙かに小さい。すなわち、同じ性の同じ職業であれば、規模五百人以上に対して規模一〇〇～四九九人ではその九割前後、規模三〇～九九人では六～八割である。

製造業の中にも大規模性の産業と小規模特有の産業があり、このような細かな分類をさらに必要とするであろうが、結論的に次の事実が指摘されうる(第八五表参照)。

(1)規模一〇〇人未満事業所においては同一職業でも一〇〇人以上との差が大きい。

(2)職員や技能職の規模間格差よりも、非技能職の格差が大きい。

(3)一〇〇人未満事業所は給与ばかりでなく、月間総実労働時間数は長く、明らかに一〇〇人以上事業所とは労働条件の落差が認められる。すなわち月間労働時間が規模五〇〇人以上事業所に比べて一〇時間前後長いことは、前記賃金格差は一層大きいものといえる。

四一 小企業の相対的な賃金差は、労働力需給の差や労使交渉力の差に基く点もあるが、さらに経営条件や労働生産性の差異にも由来している。賃金総額の総生産額及び純生産額に対する比率は、規模別には殆ど則られないが、従業者一人あたりの総生産額及び純生産額の規模別格差は著しい。規模間の賃金、一人あたり生産額等に差異が微少な英国などと対照的な日本のいわゆる小規模事業所の低賃金(大規模に対して)の解決は、単なる賃金の問題ではなく、その存立基盤自体からの究明が必要であることを明らかにしている(第八六表参照)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

三 賃 金

(四) 賃金格差の諸特徴

(5) 平均賃金階級別の事業所の賃金格差

四二 産業別及び労働者の種類別構成によつて事業所当り平均賃金(いわゆるベース)は異つている。昭和二七年九月,二八年四月及び九月の三ヵ月について毎月勤労統計により事業所の平均賃金の分布及び二七年四月を基準とする二八年四月及び九月の両月への事業所平均賃金の変化率が特別に集計されたので,これをみると,まず,昭和二七年九月から二八年四月にいたる個別事業所の平均賃金(「きまつて支給する給与」による)変化率の平均は,調査産業総数で一一%増(事業所平均賃金の変化は労働者平均賃金の変化とは異なる)であつて,これをさらに二七年九月における賃金階級別にみると,平均一五,〇〇〇円以上の事業所では六%増にすぎない。

次に,二七年九月から二八年九月への一ヵ年間にわたる平均変化率は一六%増であつて,この時もまた高級の事業所では増加率は小さい。

第85表 職業別賃金等の事業所規模別格差

第85表 職業別賃金等の事業所規模別格差（製造業）

（昭和28年7月分） —東京都及び神奈川県—

〔単位 円〕

項 目	規 模	一 般 事務員 (男子)	一 般 事務員 (女子)	一 般 技術員 (男子)	旋盤工 (男子)	電 工 (男子)	雑役夫 (男子)	雑役夫 (女子)
一つ 月あたり 支給する 給与	規 模 500人以上	円 22,611 (100.0)	円 11,088 (100.0)	円 23,841 (100.0)	円 20,116 (100.0)	円 22,016 (100.0)	円 17,342 (100.0)	円 10,390 (100.0)
	規 模 100～499人	21,586 (95.5)	10,735 (96.8)	21,010 (88.1)	18,469 (91.8)	20,440 (92.8)	15,323 (88.4)	9,126 (87.8)
	規 模 30～99人	17,046 (75.5)	8,619 (77.7)	18,046 (75.7)	15,346 (76.3)	14,666 (66.6)	11,831 (68.2)	6,678 (64.3)
一実 月あたり 労働時間 総数	規 模 500人以上	時間 200.1	時間 187.0	時間 205.8	時間 201.6	時間 218.4	時間 209.0	時間 192.7
	規 模 100～499人	195.9	186.2	205.9	210.7	220.3	208.3	190.9
	規 模 30～99人	204.6	196.1	214.1	223.7	222.1	218.1	198.2
勤経 統年 又年 は数	規 模 500人以上	年 8.6	年 4.7	年 10.9	年 10.5	年 9.9	年 7.2	年 4.8
	規 模 100～499人	7.2	4.0	6.8	11.3	10.4	5.1	4.1
	規 模 30～99人	6.3	2.7	5.0	9.8	9.8	3.9	3.2

資料出所 労働省「職業別賃金調査(甲)」(特別集計)

(注) 勤続年数又は経験年数のうち、旋盤工、電工のみ経験年数、その他は勤続年数である。

第86表 工業従業者1人あたり総生産額、純生産額及び賃金の日英比較

第86表 工業従業者1人あたり総生産額、純生産額及び賃金の日英比較

〔() 内は規模500人以上=100とする比率〕

従業者の規模	従 業 者 1 人 あ た り					
	総 生 産 額		純 生 産 額		賃 金	
	日 本	英 国	日 本	英 国	日 本	英 国
10人 ～ 49人	千円 707 (44.6)	ポンド 1394 (86.0)	千円 190 (40.9)	ポンド 530 (91.9)	千円 91 (48.6)	ポンド 298 (85.4)
50 ～ 99	983 (62.1)	1488 (91.8)	269 (57.8)	544 (94.3)	114 (60.6)	302 (86.5)
100 ～ 199	1206 (76.1)	1518 (93.6)	326 (70.1)	555 (96.2)	131 (69.7)	306 (87.7)
200 ～ 499	1517 (95.8)	1607 (99.1)	433 (93.1)	563 (97.6)	158 (83.9)	309 (88.5)
500 ～ 999	1628 (102.7)	1583 (97.7)	478 (102.8)	569 (98.6)	182 (97.0)	324 (92.8)
1,000 人 以 上	1567 (98.9)	1639 (101.1)	460 (98.9)	580 (100.5)	190 (101.2)	361 (103.4)

資料出所 日本；通商産業省 昭和27年工業統計表第一巻

英国；Board of Trade, Census of Production for 1949

Summary Tables-Part 1.

- (注) 1) 従業者 10～49 人は、英国については 11～49 人の結果である。
- 2) 日本の総生産額とは、年間の総出荷額である。純生産額は両国とも総生産額から原料および材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費および内国消費税の合計金額を控除したものであり、従つて減価償却は含まれる。
- 3) 日本の従業者1人あたり賃金は、業主等も含めた平均であること、本社、事務所等は含まぬこと。民営のみであること等により、毎月勤労統計の結果とは僅かながら異なる。
- 4) 年度が異なるが、いずれも得られる限り最新のものである。なお日英相互に調査方法や産業構造が異なるから、日英それぞれの内部での規模別傾向のみをみるに止め、相互間の厳密な比較を行うべきでない。

四三 このような平均賃金の高い事業所において変化率が小さく、平均賃金の低い事業所において変化率が高いという傾向は、とくに製造業において明確に現われている。二七年九月における平均賃金階級別に事業所を列べて低い方から五分し、二七年九月から二八年四月に至る変化率を算出すると、平均七千円未満事業所では一一％、八千円未満の事業所では一〇％、一万一千円未満事業所では九％、一万四千円未満事業所では七％、一万四千円以上事業所では五％となつている。このような傾向はさらに、二七年九月から二八年九月への変化率についても、その中は小さくなつたが同様であつた。単に平均ばかりでなく、中位数においてもまた同様の傾向である(第八七表参照)。

第87表 事業所平均「きまつて支給する給与」の昭和27年9月に対する昭和28年4月及び9月の変動率

第87表 事業所平均「きまつて支給する給与」の昭和 27 年 9 月に対する昭和 28 年 4 月及び 9 月の変動率

産業大分類及び事業所平均賃金階級		28年 4 月の27年 9 月に対する変動率		28年 9 月の27年 9 月に対する変動率	
		変動率 平 均	中位数	変動率 平 均	中位数
調 査 産 業 総 数	計	% 11.4	% 9.9	% 16.2	% 14.6
	最 低 (7.3千円未満)	11.1	9.6	16.2	13.7
	低 (1 万円未満)	12.8	10.7	17.8	15.6
	中 (1.2万円未満)	15.5	15.4	20.0	20.5
	高 (1.5万円未満)	10.9	10.3	15.0	14.2
	最 高 (1.5万円以上)	5.8	4.8	11.2	10.7
製 造 業	計	8.3	7.6	13.0	11.5
	最 低 (7 千円未満)	10.6	9.5	15.6	13.0
	低 (8 千円未満)	9.9	9.2	13.8	12.4
	中 (1.1万円未満)	8.8	7.9	13.5	12.0
	高 (1.4万円未満)	7.3	6.5	12.0	10.8
	最 高 (1.4万円以上)	5.4	5.0	10.2	9.4

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」(特別集計)

(注) 産業内賃金階級とは昭和27年9月の事業所平均賃金(1人平均月間「きまつて支給する給与」)の階級に従つて低位から高位に順序に並べこれを事業所数で略々5分したものである。すなわち、いわゆる超過勤務給を含む「ベース」の階級である。

しかもこの傾向は、製造業の殆んどの部門にみられたところである。これらの比較は、二七年秋から二八年春にかけての事業所平均賃金の変化が、低賃金事業所の急激な賃金引上げによつて行われたことを示すものであつて、前年に賃金引上げの行われた高賃金事業所に対する賃金平衡化現象が現われたといえよう。

三 賃金

(四) 賃金格差の諸特徴

(6) 常用と臨時及び日雇労働者の賃金格差

四四 以上の賃金に関する論述は、常用労働者についてであつたが、臨時及び日雇労働者については、やや異つた結論が現われている。

すなわちその平均賃金は、毎月勤労統計によると、調査産業総数では、昭和二七年平均一人一日当り三二五円から二八年平均三四六円へと六・五%の増加であり、常用労働者の一六%に比べるとはるかに小さく、ようやく消費者物価の上昇に見合う程度である。

さらにこれを常用労働者の一日当り「きまつて支給する給与」に対する比率を算出すると、二七年の六二%から二八年五七%へと格差は引きつづき拡大している。

このような傾向は、製造業その他のすべての産業において現われているところである。二八年年内の推移については、しかしながら格差の拡大傾向には鈍化の兆が見られる。

四五 このような傾向は、常用労働者と臨時及び日雇労働者間の労働の需要供給の関係が変化し、これに加えて両者間の組合組織率が異なっていることなどによるものであろう(なお、ここにいる「臨時及び日雇労働者」は、調査の定義により、一般にいう臨時雇用者よりも範囲がせまく、同一事業所に引きつづき三〇日以上雇われた者、あるいは失業保険の一般被保険者は名称が臨時、日雇であつても、除かれている)。

第88表 常用労働者・臨時及び日雇労働者1日当り給与の推移

第88表 常用労働者・臨時及び日雇労働者1日当り給与の推移

年	月	調 査 産 業 総 数			製 造 業		
		1) 常 用 労働者 (A)	臨時及び日雇労働者 (B)	(B) / (A)	1) 常 用 労働者 (C)	臨時及び日雇労働者 (D)	(D) / (C)
昭和 27 年平均		円 527 (100.0)	円 325 (100.0)	% 61.7	円 500	円 318	% 63.6
28 //		606 (115.0)	346 (106.5)	57.1	563	329	58.4
昭和27年 1～ 3月		520 (98.7)	319 (98.2)	61.2	489	319	65.2
4～ 6 //		524 (99.4)	328 (100.9)	62.6	492	312	63.4
7～ 9 //		527 (100.0)	324 (99.7)	61.5	498	312	62.7
10～12 //		544 (103.2)	323 (99.4)	59.4	523	327	62.5
28年 1～ 3月		604 (114.6)	331 (101.8)	50.8	560	325	58.0
4～ 6 //		593 (112.5)	345 (106.2)	58.2	549	321	58.5
7～ 9 //		598 (113.5)	349 (107.4)	58.4	558	324	58.1
10～12 //		626 (118.8)	359 (110.5)	57.3	583	344	63.9

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 1) 常用労働者の給与額は月間「きまつて支給する給与」を平均出勤日数で除したものである。

2) 26年以前は臨時及び日雇労働者については調査されていない。

第89表-1 産業大分類(旧産業分類)別現金給与総額の格差

第89表—1 産業大分類(旧産業分類)別現金給与総額の格差
〔調査産業総数=100〕

年	月	調査産業 総数	鉱業	製造 工業	ガス電気 水道業 1)	商業	金融業	運輸 通信業 1)	建設業 2)
昭和22年平均		100.0	125.4	90.8	123.8	120.6	109.3	104.4	—
23	//	100.0	123.9	91.8	119.9	108.4	120.4	101.2	—
24	//	100.0	105.5	93.7	133.7	116.2	140.2	104.5	91.8
25	//	100.0	101.0	94.3	121.5	116.9	146.6	101.5	71.3
26	//	100.0	102.5	96.0	130.6	122.1	136.7	96.0	66.0
27	//	100.0	105.2	93.6	138.6	110.5	134.1	99.1	70.7
28	//	100.0	102.5	91.5	141.5	105.7	135.5	105.9	75.1
28年1～3月		100.0	111.6	90.1	142.9	104.0	137.7	105.5	73.8
4～6月		100.0	104.4	92.1	156.2	106.6	128.9	102.8	79.6
7～9月		100.0	103.3	92.1	127.7	103.7	137.9	112.1	73.9
10～12月		100.0	93.6	91.8	140.6	108.0	137.3	108.4	73.6

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」24～26年の建設業は「失業保険保険料申告書による賃金統計」

- (注) 1) 25年は10, 11月を除く10カ月平均である。(建設業を除く)
2) 24～26年は「失業保険保険料申告書による賃金統計」の製造工業、建設業の給与総額から算出、但し24年は3, 8, 11月、25年は2, 5, 8, 11月、26年は5, 8, 11月のそれぞれの平均である。

第89表-2 産業大分類(旧産業分類)別現金給与総額の対前年増加率

第89表—2 産業大分類(旧産業分類)別現金給与総額の対前年増加率(%)

年	製造 工業	鉱業	ガス電気 水道業 1)	商業	金融業	運輸 通信業 1)	建設業 2)
昭和23年	177.2	170.9	165.5	146.3	202.1	165.9	—
24	//	71.6	43.2	87.3	80.2	95.7	73.6
25	//	21.5	15.7	9.8	21.6	26.3	17.4
26	//	28.2	27.8	35.4	31.5	17.4	19.1 (40.9)
27	//	17.9	24.5	23.7	2.8	20.1	28.3 (19.4)
28	//	13.4	13.0	18.5	9.2	17.2	23.9 23.1

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」26, 27年の建設業は「失業保険保険料申告書による賃金統計」5月分による。

- (注) 1), 2) は第89—1表参照。

第90表-1 産業別常用労働者1人平均給与額の変化率の比較

第 90 表—1 産業別常用労働者 1 人平

変化率	現 金 給		
	27年平均の26年平均に対する変化率の比較		
	大 分 類	中 分 類	特 掲 産 業
+40%以上			
+35%以上		煙 草	
+30%以上		その他の製造業 皮革及び皮革製品	
+25%以上		その他の公益事業 印刷及び出版 電気機器	地方鉄道 医 薬 鉄 道 電 気 道 道 業
+20%以上	運輸通信その他の 公益事業 鉱 業 (総 数)	通 信 業 輸 送 用 機 器 運 送 機 器 家 具 及 び 装 備 品 ガラス及び土石製品 精 密 機 器	鋼 船 製 造 及 び 修 理 業 石 炭 炭 鉱 業 鉄 道 車 輛 業 自 動 車 及 び 附 属 品 硫 安
+15%以上	金融及び保険業 製 造 業	衣服及び身廻品 機 械 化 学 工 業 紙 及 び 類 似 品	
+10%以上		食 料 品 紡 織 品 ゴム及びゴム製品 金 属 製 品 木材及び木製品	綿 及 び ス フ 織 物 金 属 製 品 広 巾 綿 織 物
+ 5%以上	卸売及び小売業	第 一 次 金 属 石油及び石炭製品	化 学 織 維 道 路 貨 物 運 送 業 製 鉄 及 び 製 鋼
0%以上			
0～-5%			製 糸

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 1) *印は26年と27年の比較が出来ない産業である。

均給与額の変化率の比較（規模30人以上）

[illegible]

2) 総数に不動産業(不掲)が含まれ、建設業は含まれない。

第90表-2 産業別常用労働者1人平均給与額の変化率の比較

第 90 表—2 産業別常用労働者1人平

変化率	き ま つ て 支 給		
	27年平均の26年平均に対する変化率の比較		
	大 分 類	中 分 類	特 掲 産 業
+35%以上		煙 草	
+30%以上			電 気 業 地 方 鉄 道
+25%以上	運輸通信その他の 公益事業	その他の公益事業 皮革及び皮革製品	
+20%以上	鉱 業	運 輸 業 電 気 機 器 通 信 機 器 精 密 機 器 輸 送 用 機 器	鉄 道 車 道 鉄 道 車 道 医 薬 業 石 炭 業 化 学 業 鋼 船 製 造 及 び 修 理
+15%以上	金融及び保険業 製造業 卸売及び小売業	木材及び木製品 紡 織 品 石油及び石炭製品 印刷及び出版 化 学 工 業 機 械 工 業 金 属 工 業 紙 及 び 類 似 品	綿及びスフ織物 自動車及び附属品 硫 炭 酸 鈣 金 属 業
+10%以上	(総 数)	食 料 品 ガラス及び土石製品 第 一 次 金 属 ゴ ム 及 び ゴ ム 製 品 家 具 及 び 装 備 品 衣 服 及 び 身 着 品	広 巾 綿 織 物 製 鉄 及 び 製 鋼
+ 5%以上		そ の 他 の 製 造 業	道 路 貨 物 運 送 業 製 業

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」

(注) 1) *印は26年と27年の比較が出来ない産業である。

均給与額の変化率の比較（規模30人以上）

す る 給 与		
28年平均の27年平均に対する変化率の比較		
大 分 類	中 分 類	特 掲 産 業
		×電 信 電 話
	通 信 業	鉄 道 便
	運 輸 業	×郵 道 便
運輸通信その他の公益事業 (総 数)	運 輸 業	×地 方 鉄 道
×建 設 業	そ の 他 の 公 益 事 業	道 路 旅 客 運 送 業 ×電 機 維 機 業 ×織 炭 及 鋁 附 属 品 ×石 動 車 及 び 信 託 業 ×銀 行 及 び 信 託 業
鋁 融 及 び 保 險 業 金 造 業	本 金 精 皮 革 及 他 の 輸 送 機 油 及 び 石 炭 製 品 衣 服 刷 及 び 身 製 品 印 刷 及 び ゴ ム 製 品 電 気 及 び 機 器 品 ガ ラ ス 一 次 品 第 一 及 び 類 似 品	物 品 理 業 造 鋼 プ 糸 維 織 及 び 修 拔 製 綿 製 及 取 車 製 造 送 機 及 び 織 巾 製 運 電 道 及 ル 市 船 物 電 鉄 学 広 医 鋼 貨 重 鉄 硫 製 化
卸 売 及 び 小 売 業	家 具 及 び 装 備 品 紡 織 食 料 織 品	×通 綿 金 道 百 及 路 信 び 属 貨 機 フ 鋁 運 織 送 器 物 業 業 店

2) 総数には不動産業(不掲)が含まれない。

建設業は含まれない。

三 賃金

(四) 賃金格差の諸特徴

(7) 産業間の賃金格差

四六 産業間の賃金差を二八年平均給与額の相対比率でみると、常用労働者の「きまつて支給する給与」では、前年と大差はないが、現金給与総額においては産業の差は拡つてきた。

これを産業大分類(旧産業分類)の現金給与総額で、総数を一〇〇とする比率をみると、低下したのは鉱業、製造工業及び商業であり、ガス・電気・水道業、金融業、運輸通信業、建設業はいずれも増加している(第八九表の一参照)。

以上の産業のうち特に前年に比べて平均給与額が増加したのは、運輸通信業の二四%、建設業の二三%であり、次いでガス・電気・水道業一八%、金融業一七%、鉱業、製造業のそれぞれ一三%で上昇率の最も低いのは前年と同じく商業で九%である(第八九表の二参照)。

四七 次に産業中分類別に現金給与総額について前年に対する増加率をみると、次の諸傾向があげられる(第九〇表の一参照)。

(1)殆んどの産業が一〇～一五%の増加の範囲に密集していること。

(2)二〇%以上の増加を示したのは、通信業、煙草製造業、運輸業、石油及び石炭製品製造業等のみであること。

(3)増加率の最低のものは、一〇%に満たない第一次金属製品製造業、その他の製造業、紙及び類似品製造業であつて、このうち第一次金属製造業を除く二産業は、前年において高い増加率を示した産業であること。

すなわち、一般に民営企業体を主とする産業においては、調整的過程をたどつたもののほかはとくに際立つた増加も減少もなく、今までのような産別別の好不況等が、賃金水準に直接影響する現象がなくなつてきた。その上また増加率の分布も本年は小さかつた。

これらは二六年から二七年にかけての拡散とはかなり趣きを異にした点である。

四八 右の動きは「きまつて支給する給与」についても総括的には同様である(第九〇表の二)。「特別に支払われた給与」の増加が特に著しかつた産業、例えば煙草製造業(前年に比べて特別給与は九六%増)、建設業(同じく七五%増)、通信業(同じく六五%増)、石油及び石炭製品製造業(同じく六三%増)や、逆に減少した紙及び類似品製造業(同じく六%減)等もあるので「きまつて支給する給与」の変化率の分析は、「現金給与総額」の場合よりも小さい。

四九 以上は三〇人以上の常用労働者を雇用する事業所についての結果であるが、三〇人未満の事業所について、小規模事業所与総額の変化率(27年10月と28年10月の比較)賃金調査によつて、昭和二七年一〇月と昭和二八年一〇月の常用労働者現金給与総額を産業別に比較すると、結論的には三〇人以上とほぼ同様の結果が示されている。

第91表 常用労働者30人未満事業所1人当り現金給与総額の変化率(27年10月と28年10月の比較)

増加率	大 分 類	小 分 類
30%～		通 信 業
20%～	運輸通信及びその他の公益事業	
15%～	建 設 業	その他の公益事業 第 一 次 金 属 化 学 工 業 電 気 機 器 家具及び装備品
10%～	金融及び保険業 鉱 業 製 造 業 (総 数) 不 動 産 業	運 輸 業 紙 及 び 類 似 品 ガラス及土石製品 木 材 及 び 木 製 品 石油及び石炭製品 そ の 他 の 製 造 業 精 密 機 器 機 械 食 料 品 輸 送 用 機 器 皮革及び皮革製品 金 属 製 品 印 刷 及 び 出 版 紡 織 業
5%～	卸売及び小売業	ゴム及びゴム製品 衣服及び身廻品

資料出所 労働省「小規模事業所賃金調査」

すなわち、通信業は三〇%上と、その他の公益事業は二〇%の増加であるが、卸売及び小売業は九%の増加にとどまり、他のすべての産業(大分類及び中分類)はその中間、一〇～一九%の密集した増加を示している(第九一表参照)。

五〇 常用労働者三〇人以上の規模の事業所における臨時及び日雇労働者の賃金は、産業別にもその増加は常用労働者よりも低率である。すなわち、産業大分類では運輸通信及びその他公益事業の一一%増が最高で、鉱業の三%増が最低である。産業中分類においては、臨時及び日雇労働者数の極めて少い石油及び石炭製品製造業者が三二%増加したほかはいずれも常用労働者賃金の増加率に及ばない(第九二表)。

第92表 臨時及び日雇労働者1日当り給与額の変化率

第92表 臨時及び日雇労働者1日当り給与額の変化率（常用労働者30人以上の事業所）
（昭和27年平均と昭和28年平均の比較）

変化率	大 分 類	中 分 類
+30%以上		石油及び石炭製品
+25%以上		
+20%以上		
+15%以上		ガラス及土石製品
+10%以上	運輸通信及びその他の公益事業 建設業	精密機器 金属製品 木材及び木製品 印刷及び出版 運輸業 その他の公益事業
+5%以上	金融及び保険業（総数）	紡織業 通信業 電気機器 輸送用機器 食料品 家具及び装備品 第一次金属
0%以上	卸売及び小売業 製造業 鉱業	煙草 機械 化学工業 ゴム及びゴム製品
-5%以上		紙及び類似品 皮革及び皮革製品
-10%以上		
-15%以上		衣服及び身廻品

資料出所 労働省「毎月勤労統計全国調査」
（注）総数には不動産業（不掲）が含まれ、建設業は含まれない。

第93表 平均現金給与総額の最高、最低各5府県における賃金格差

第93表 平均現金給与総額の最高、最低各5
府県における賃金格差〔全国＝100〕

府 県	全常用労働者現金 給与総額		男子一般事務 員きまつて支 給する給与
	27年 7 —12月	28年 7 —12月	28年 7 月
東 京	121. 2	120. 2	110. 8
神 奈 川	124. 4	121. 7	113. 5
大 阪	109. 2	106. 8	109. 1
兵 庫	106. 6	104. 8	105. 9
福 岡	110. 1	110. 5	107. 1
福 井	61. 9	65. 3	70. 7
山 梨	66. 3	71. 2	78. 9
滋 賀	69. 6	71. 8	84. 1
鳥 取	58. 2	71. 4	72. 9
徳 島	70. 2	72. 1	68. 6
全国平均 賃 金	15, 479円	18, 249円	18, 067円

資料出所 全常用労働者は「毎月勤労統計調
査」男子一般事務員は「職業別賃金調査」(甲)
(注) 両者ともに規模30人以上事業所につ
いて各規模の計である。

三 賃 金

(四) 賃金格差の諸特徴

(8) 地域別賃金格差

五一 各府県の平均賃金の全国平均賃金による格差を昭和二七年及び二八年下期六ヵ月平均現金給与総額(毎月勤労統計地方調査,調査産業総数による)の比率によつてみると,府県別の差は縮少している。四六都道府県のうち全国平均に接近したもの二七,保合のもの七,全国平均に対しさらに差を開いたもの一二である。

これらは都市間の物価差の接近傾向と一致している。

五二 各府県別平均賃金の相対差は前に述べた事業所規模間格差の要因と同じく種々の要素の複合に由来する。

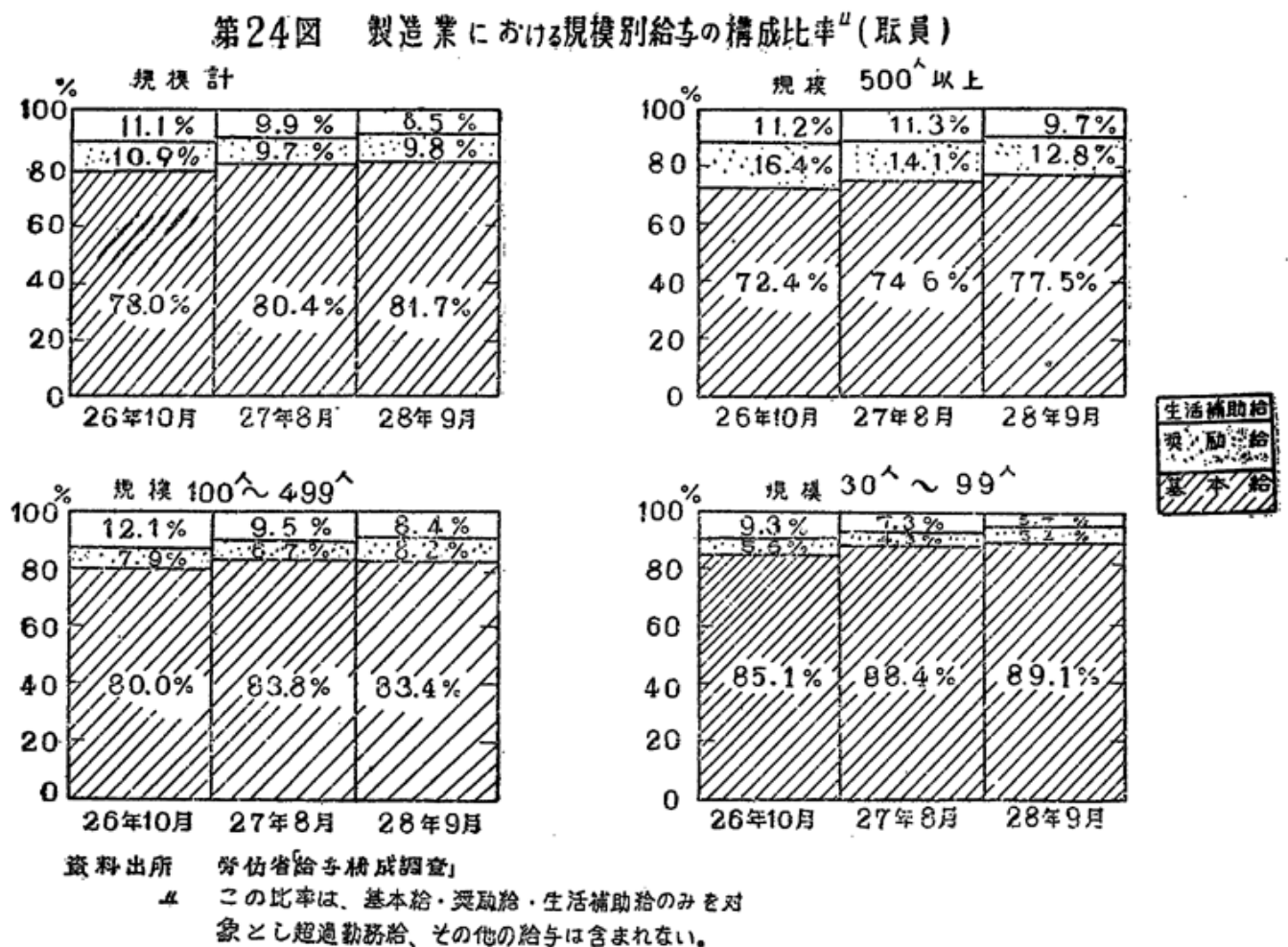
従つて,同一職業について平均賃金を比較すれば,その差はやや減じ,同一産業,同一年令または経験年数をもつて比較すれば,さらにその差は縮少している。ここに平均賃金の最低及び最高の各五府県について,二七年,二八年各下期六ヵ月平均の全国に対する比率と二八年七月の男子一般事務員の「きまつて支給する給与」の全国に対する比率を対照すると,第九三表の通りである。

三 賃金

(五) 賃金構成の変化

五三 戦後における賃金の算出方法は複雑であり、従つて年間における制度的変化を端的に数量的に表現することは困難であるが、「きまつて支給する給与」についてなされた労働省「給与構成調査」によつて結果をあとづけると次の如くである。

第24図 製造業における規模別給与の構成比率



労務者においては、産業により区々の動きを示しているが、産業総数では基本給及び奨励給のそれぞれ全体に占める割合は前年と保合である。職員では一般に基本給の割合が増大したが、その増加率は前年より鈍つてきた。生活補助給の割合は労務者、職員とも引きつづき減少している。

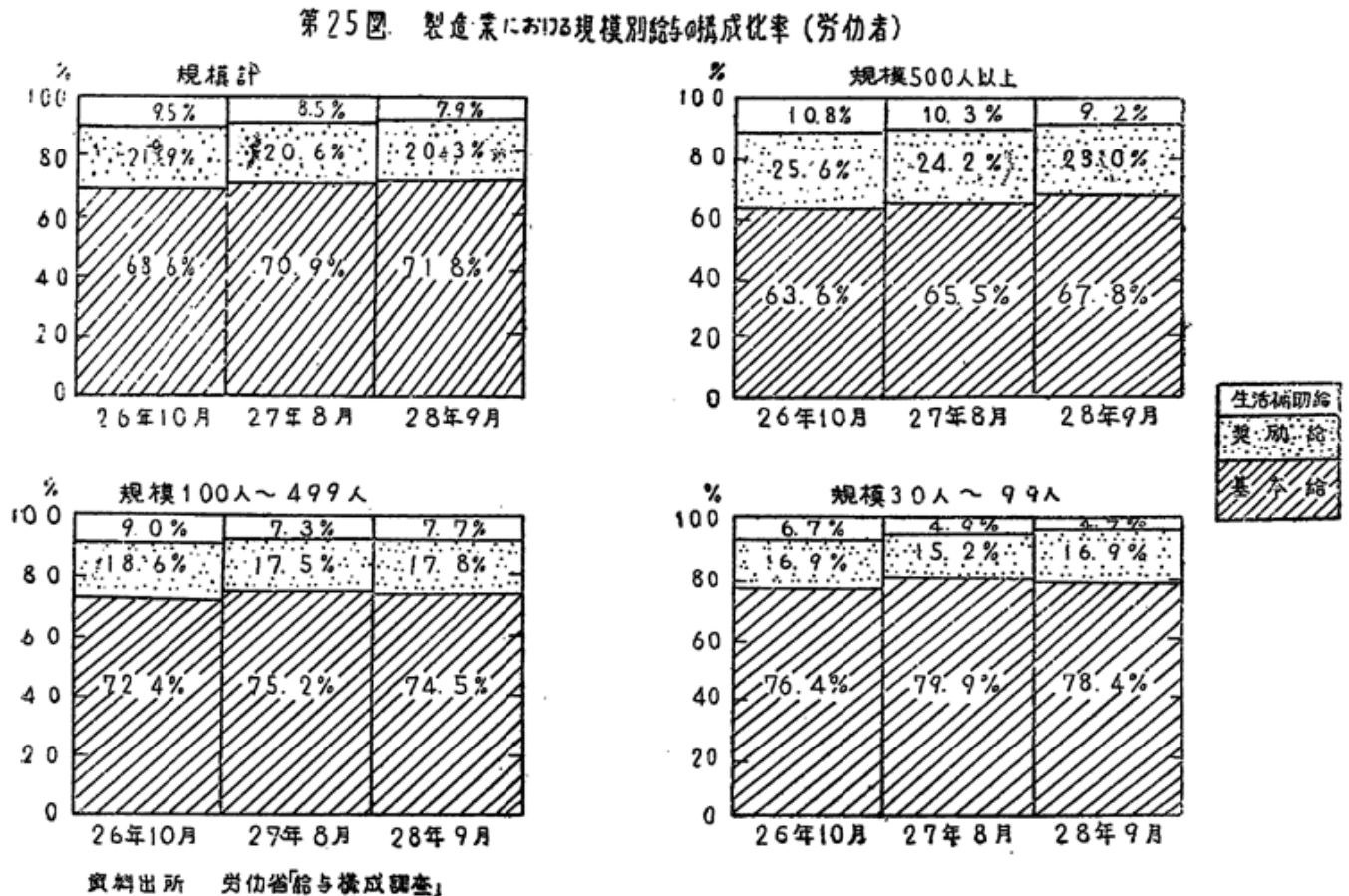
超過勤務給は依然として労務者、職員ともに一割内外の比率を占めている(第九四表及び九五表参照)。

(注)給与構成調査は一、標本抽出により行われる調査で調査対象となる事業所は毎年異なること。二、調査月が一定していないこと。三、全労働者一人平均の給与構成で、特定給与を受ける者についての平均額でないことなどにつき注意を要す

る。

五四 このような動きは規模別に見ればどうであろうか。製造業の労務者、職員とも、基本給の割合は規模の大きい所は比率としては小さいが、僅かながら増加している。逆に規模の小さい所は、基本給の割合は大きく、前年にくらべその動きも殆んど保合である。奨励給の割合は大きい所は減少、小さい所は僅かながら増加している(第二四図、第二五図及び第九六表)。

第25図 製造業における規模別給与の構成比率



五五 各種給与の給与額に占める割合(構成比率)の変化は、本年は、以上の如く特に顕著な動きは見られなかつた。

五六 給与構成調査により明らかにされた各種賃金決定要素の採用事業所の割合を、二七年と二八年とについて比較すると微弱ながら次のことが指摘される(第九七表参照)。

- 1 基本給を決定するのに、年令、学歴、経験や勤続の年数によつていた事業所は漸次減少し、反対に能力、役付及び職務によつて決定する事業所が増えている。
- 2 奨励給については、精皆勤給、能率給ともに採用事業所が増加している。
- 3 生活補助給では、住宅給の減少を伴う通勤給新設事業所があり、一般に家族給、地域給のごとき給与を採用する事業所は減つている。
- 4 以上により、給与種類は総体として減少し、給与体系の単純化が進行しているものとみられる。

第94表-1 調査産業総数給与種類別現金給与額

第 94 表 — 1 調査産業総数給与種類

年 月	労 務 者						
	合 計	基本給	奨励給	生活補助給		超 過 勤務給	その他
				計	うち家族給 ²⁾		
総 数 ¹⁾							
昭和26年10月	10, 175	5, 694	2, 113	961	—	1, 177	230
27年 8 月	11, 246	6, 540	2, 203	927	611	1, 365	211
28年 9 月	12, 909	7, 510	2, 523	952	655	1, 682	242
製 造 業							
昭和26年10月	9, 706	5, 761	1, 841	797	—	1, 103	204
27年 8 月	10, 639	6, 534	1, 902	781	515	1, 254	108
28年 9 月	12, 565	7, 644	2, 157	839	565	1, 710	215

資料出所 労働省「給与構成調査」

1) 鉱業、卸売及び小売業、金融業及び保険業、不動産業、運輸通信及びそ

2) 26年は集計していない。

別現金給与額 (30人以上の事業所)

(単位円)

職 員						
合 計	基本給	奨励給	生活補助給		超 過 勤務給	その他
			計	家族給 ²⁾		
15, 001	10, 822	967	1, 900	—	1, 262	50
16, 506	12, 338	805	1, 907	945	1, 386	70
18, 307	13, 927	1, 002	1, 758	979	1, 543	77
15, 134	10, 840	1, 518	1, 536	—	1, 175	65
16, 823	12, 368	1, 496	1, 525	869	1, 341	93
18, 718	13, 832	1, 661	1, 446	905	1, 682	97

の他の公益事業を含む。

第94表-2 調査産業総数給与構成比率

第94表 一2 調査産業総数給

年 月	労 務 者						
	合 計	基本給	奨励給	生活補助給		超 過 勤務給	その他
				計	うち家族給		
総 数 ¹⁾							
昭和26年10月	100.0	55.9	20.8	9.4	—	11.6	2.3
27年8月	100.0	58.2	19.6	8.2	5.4	12.1	1.9
28年9月	100.0	58.1	19.6	7.4	5.1	13.0	1.9
製 造 業							
昭和26年10月	100.0	59.4	19.0	8.2	—	11.4	2.0
27年8月	100.0	61.4	17.9	7.3	4.8	11.8	1.6
28年9月	100.0	60.9	17.1	6.7	4.5	13.6	1.7

資料出所 労働省「給与構成調査」

(注) 1) 2) は上表参照。

3) 「きまつて支給する給与額」に対する給与種類別の比率を第94表

与 構 成 比 率³⁾ (30人以上の事業所)

(単位 %)

合 計	職 員					
	基本給	奨励給	生活補助給		超 過 勤務給	その他
			計	家族給 ²⁾		
100.0	72.2	6.4	12.7	—	8.4	0.3
100.0	74.7	4.9	11.6	5.7	8.4	0.4
100.0	76.1	5.5	9.6	5.3	8.4	0.4
100.0	71.6	10.0	10.2	—	7.8	0.4
100.0	73.4	8.9	9.1	5.2	8.0	0.6
100.0	73.9	8.9	7.7	4.8	9.0	0.5

— 1 から算出したもの

第95表 各種給与額の変動率

第 95 表 各種給与額の変動率（30人以上の事業所）
（26年10月、27年8月、28年9月）（単位％）

年	労 務 者				職 員			
	計	基本給	奨励給	生活補助給	計	基本給	奨励給	生活補助給
総 数								
昭和 27 年/26 年	+10.3	+14.8	+4.3	-3.5	+9.9	+14.0	-16.8	+0.4
28 年/27 年	+13.6	+14.8	+14.5	+2.7	+10.9	+12.9	+24.5	-7.8
28 年/26 年	+25.3	+31.9	+19.4	-0.9	+21.9	+28.7	+3.6	-7.5
製 造 業								
昭和 27 年/26 年	+9.7	+13.4	+3.3	-2.0	+10.8	+14.1	-1.4	-0.7
28 年/27 年	+15.4	+17.0	+13.4	+7.4	+10.1	+11.8	+11.0	-5.2
28 年/26 年	+26.7	+32.7	+17.2	+5.3	+21.9	+27.6	+9.4	-5.9

資料出所 労働省「給与構成調査」

（注）計は基本給、奨励給、生活補助給の計である。

第96表 製造業における規模別各種給与額の変動率

第 96 表 製造業における規模別各種給与額の変動率
（26年10月、27年8月、28年9月）（単位％）

規 模 及 び 年	労 務 者				職 員			
	計	基本給	奨励給	生活補助給	計	基本給	奨励給	生活補助給
500 人 以 上								
昭和 27 年/26 年	11.3	14.5	5.3	6.4	7.8	11.1	-7.4	8.2
28 年/27 年	12.6	16.6	6.9	0.2	8.9	13.0	-1.0	-6.6
28 年/26 年	25.3	33.6	12.5	6.6	17.3	25.6	-8.3	1.0
100人～499人								
昭和 27 年/26 年	9.3	13.4	2.9	-10.7	12.9	18.2	-5.0	-10.8
28 年/27 年	18.6	17.5	20.9	24.7	11.3	10.8	36.1	-0.9
28 年/26 年	29.6	33.2	24.3	11.4	25.7	30.9	29.3	-11.6
30人～99人								
昭和 27 年/26 年	6.9	11.7	-4.1	-20.2	7.5	11.6	-16.2	-15.8
28 年/27 年	19.1	16.9	32.5	12.4	9.1	10.1	29.8	-14.2
28 年/26 年	27.3	30.6	27.1	-10.3	17.3	22.8	8.7	-27.7

資料出所 労働省「給与構成調査」

（注）計は基本給、奨励給、生活補助給の計である。

第97表 給与種類別支給事業所数の総数事業所数に対する比率

第97表 給与種別別支給事業所数の総数事業所数に対する比率—(2—1)
〔単位 %〕

項 目	総 数			鉱 業			製 造 業		
	26年	27年	28年	26年	27年	28年	26年	27年	28年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基 本 給									
年 令 給	14.0	11.0	8.9	13.4	4.9	4.8	11.6	8.4	7.0
学 歴 給	3.6	2.4	2.0	0.3	—	—	3.1	1.3	1.4
経験勤続給	22.7	22.1	18.9	16.7	20.9	20.6	19.7	14.8	16.2
能 力 給	13.7	8.2	8.8	10.3	11.0	4.9	10.4	6.4	8.4
役 付 給	51.8	49.1	53.4	48.9	51.3	48.3	46.2	47.0	49.5
職 務 給	—	—	9.4	—	—	11.5	—	—	7.2
特殊作業給 ¹⁾	48.1	43.3	40.8	65.1	73.3	66.2	40.4	33.2	33.6
一 定 額 給	17.0	16.5	16.6	17.8	15.1	12.4	18.7	17.7	17.1
総合決定給	92.0	92.4	95.6	93.7	94.6	99.7	93.8	95.0	96.4
奨 励 給									
精 皆 勤 給	40.2	37.0	39.7	20.5	32.2	29.5	53.3	52.5	54.2
能 率 給	39.8	39.2	41.4	73.9	74.6	81.5	39.9	40.8	42.8
生活補助給									
家 族 給	83.3	78.7	76.9	79.2	76.9	78.1	80.5	74.8	72.9
単身者世帯主別給	6.9	6.1	7.2	6.6	3.1	5.7	6.2	6.1	7.4
通 勤 給	23.3	26.0	28.1	17.6	22.2	18.0	26.0	27.5	31.4
住 宅 給	8.8	8.5	7.8	15.9	15.7	18.1	9.3	7.9	7.3
地 域 給	20.4	16.5	13.7	18.4	14.3	13.5	9.9	8.5	6.6
税保険料負担給	7.4	6.6	7.0	4.9	2.2	4.8	6.2	4.5	5.9
その他の生活補助給	11.7	6.5	9.7	19.6	12.6	17.4	10.9	6.2	9.7

第97表 給与種類別支給事業所数の総事業所数に対する比率—続き(2—1)

〔単位 %〕

項 目	卸売及び小売業			金融及び保険業			運輸通信及びその他の公益事業		
	26年	27年	28年	26年	27年	28年	26年	27年	28年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基 本 給									
年 令 給	7.8	9.5	6.8	1.9	4.6	6.1	32.8	27.7	21.8
学 歴 給	1.8	6.1	3.1	10.4	7.4	4.4	4.9	2.0	2.6
経験勤続給	10.7	10.5	16.1	15.9	17.9	10.7	45.5	39.2	38.5
能 力 給	5.2	2.4	3.9	10.6	2.3	4.5	33.2	22.5	18.3
役 付 給	49.6	38.2	40.5	70.7	52.4	68.0	67.8	62.5	70.6
職 務 給	—	—	4.1	—	—	6.5	—	—	24.3
特殊作業給 ¹⁾	42.9	36.4	38.2	79.8	69.6	63.2	67.4	65.9	54.8
一定額給	19.4	12.6	11.7	11.2	12.2	19.4	10.2	17.6	17.4
総合決定給	95.7	94.1	97.7	97.3	93.9	99.3	84.0	78.9	86.6
奨 励 給									
精進勤給	9.1	15.1	18.1	12.2	5.1	5.7	11.7	11.6	17.9
能 率 給	11.7	17.7	16.5	20.2	21.2	16.7	43.4	49.8	61.3
生活補助給									
家 族 給	81.1	79.1	72.1	88.8	85.9	92.5	97.4	91.0	89.0
単身者世帯主別給	10.1	9.0	4.9	17.9	5.0	6.6	3.5	5.6	9.0
通 勤 給	21.3	28.0	30.6	23.3	35.9	28.4	14.2	13.1	14.1
住 宅 給	11.5	8.8	3.9	8.6	8.3	12.0	3.4	9.3	7.9
地 域 給	16.4	12.3	13.2	50.5	36.8	36.8	56.7	41.4	31.0
税保険料負担給	6.4	10.8	5.6	22.9	22.8	20.8	5.2	2.5	4.4
その他の生活補助給	11.5	6.7	9.1	11.2	9.1	9.4	14.4	4.0	8.9

資料出所 労働省「給与構成調査」

(注) 26年、27年はA6—1職務給を含み、職務給と特殊作業給を共に支給する事業所にあつては事業所数1として計算している。